

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	361 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	333 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	81 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	39 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月及び49年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月
② 昭和49年1月から同年6月まで
③ 昭和51年4月から53年3月まで

私は、20歳の頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。昭和51年頃からは口座振替により保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年1月に払い出され、申立人は、40年4月から国民年金保険料の納付を開始していることが申立人の所持する国民年金手帳から確認でき、その後、47年6月に、当該期間直前の39年12月から40年2月までの期間の保険料を第1回特例納付により納付していることが被保険者台帳から確認でき、当該期間1か月のみ保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、6か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであること、申立人は当該期間前の昭和48年7月に転居しているが、当該転居に伴う住所変更手続を適切に行っていることが上記の国民年金手帳及び被保険者台帳から確認できることなどから、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料は口座振替により納付していたと思うと説明しているが、口座振替を開始した時期の記憶が曖昧であり、また、当該口座は解約されており、口座番号が不明のため、当時の出入金明細を確認することができないこと、3か月ごと又は1か月ごとの口座振替が行われて

いたとすれば、当該期間 24 か月における振替処理回数は相当数となるが、申立人は、当時居住していた区から転出したことはなく、当該区及び所轄社会保険事務所(当時)において、それだけの回数の保険料収納事務処理を連続して誤ったとは考えにくいことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月及び 49 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から 62 年 2 月まで
② 昭和 62 年 12 月から 63 年 5 月まで
③ 昭和 63 年 9 月及び同年 10 月
④ 平成 11 年 9 月

私は、会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は区役所等で納付していた。申立期間①、②及び③が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、昭和 56 年 7 月以降、当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。また、平成 10 年 11 月から 11 年 11 月までの当該期間を除く保険料については、申立人が厚生年金保険被保険者となっていた 13 年 1 月から同年 11 月にかけておおむね毎月過年度納付していること、及び当該期間を含む 11 年 9 月以降の期間の過年度納付書は 13 年 10 月 5 日に作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする保険料月額、これらの期間当時の保険料月額とは大きく相違すること、申立人は、これらの期間の保険料の納付書が当時居住している区から送られてきたので納付したと説明しているが、これらの期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年

9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月及び同年 4 月

私は、昭和 55 年 3 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。加入手続をしているにもかかわらず、保険料を納付しないはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿により、申立期間後の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳及び上記被保険者名簿により、申立人は申立期間当初の昭和 55 年 3 月 17 日に任意加入していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで
② 昭和61年4月から平成元年9月まで

私の婚姻期間中の国民年金保険料は、母が納付してくれていたと姉から聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の母親が婚姻期間中の国民年金保険料を納付してくれていたと説明しており、申立人自身は婚姻後に実家のある区から転居したと説明するところ、戸籍により、申立人は昭和53年5月に婚姻していることが、また、オンライン記録により、申立人の婚姻時期から申立期間直前の55年3月までの期間に係る保険料は全て納付済みとなっていることが確認できる。このことから、母親が、実家のある区において発行された申立人の納付書により当該期間の保険料を納付していたものと考えられるとともに、引き続き申立期間①の納付書についても発行されていたものと推察されるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の姉二人は、申立人の婚姻期間中に母親が申立人の保険料を納付していたと説明するものの、母親が納付していた時期及び期間等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

さらに、当該期間直前の期間は、元夫と共に保険料の免除期間となっており、申立人は、戸籍の附票によると、当該期間直後の平成元年10月には実家の住所地に転居していること、及びオンライン記録によると同年同月の保険料を実家に転居した後の同年

11月に納付していることが確認でき、申立人は、転居前の住所地において納付書を母親に渡した記憶は無いと説明しているなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から59年8月まで
② 昭和59年9月から60年6月まで

私は、昭和60年7月に国民年金の任意加入手続を区役所で行った際に、2年前まで遡って国民年金保険料を納付したいと申し出た。その後、同年10月に納付書が送付されたので、郵便局で保険料を遡って一括納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年7月時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行うため社会保険事務所（当時）に行った際、加入手続は区役所で行うよう窓口で案内されるとともに、保険料は2年間遡って納付することができるかと教えてもらったので、区役所に行き、2年間遡って保険料を納付したいと申し出たと当時の状況を具体的に説明している上、納付したとする金額は、申立期間①の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が遡って納付したとする金額は、申立期間①及び②の保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違する上、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7

月から59年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から53年10月まで
② 昭和54年8月から59年3月まで
③ 昭和61年2月

私は、区役所で婚姻届を提出した際に、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた記憶がある。その後は、昭和54年8月に会社を退職した後、区役所2階の国民年金担当窓口で国民年金の加入手続を行い、加入時に少し遡って保険料を納付した後、年3回から4回、定期的に保険料を納付していた。また、61年2月に転職した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和58年4月から59年3月までの期間については、申立人は、区役所2階の窓口で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと具体的に説明しているところ、当該区役所では、当時、国民年金の担当窓口は区役所2階にあったと思われると説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された58年7月時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、申立期間②のうち昭和54年8月から58年3月までの期間及び申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間のうち、申立期間①及び申立期間②のうち54年8月から57年3月までの期間については、申立人は、当時、妻の健康保険の被扶養者となっていた期間であったので、国民年金には加入していなかつ

たかかもしれないと説明している上、手帳記号番号の払出時点では、56年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②のうち昭和57年4月から58年3月までの期間については、手帳記号番号の払出時点からは、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は区役所以外の場所で保険料を納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立期間③については、オンライン記録によると、平成元年7月に任意加入による資格取得日が昭和61年3月から同年2月に訂正されたことにより、未加入期間から未納期間に記録訂正されていることが確認でき、当該記録訂正時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間①、申立期間②のうち昭和54年8月から58年3月までの期間及び申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時に、申立人が居住していた区、市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の父は、昭和36年4月に、私の国民年金の加入手続を父母、姉の分と一緒に、店に来る集金人に4人分の国民年金保険料を納付していた。ときには、私が保険料を納付することもあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を60歳に到達するまで全て納付しており、申立人を含む家族4人分の保険料を納付していたとする申立人の父親は、自身の10年年金の保険料を全て納付している上、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の母親は、申立期間を含め保険料を60歳に到達するまで全て納付している。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月、同年3月及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年2月及び同年3月
② 平成13年3月

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であり、前後の国民年金保険料は納付済みである上、オンライン記録によると、申立期間①直前の平成9年7月から10年1月までの保険料は同年3月11日に納付されており、当該納付時点で、申立期間①は保険料を現年度納付することが可能な期間である。また、申立期間①直後の10年4月から同年8月までの保険料は同年8月26日に納付されており、当該納付時点で、申立期間①は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人の基礎年金番号が付番された9年6月時点で、申立期間①は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立期間②については、直前の平成13年2月分の保険料は同年3月1日に納付されていることが確認でき、当該納付時点で申立期間②は保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、平成13年6月から同年8月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年6月から同年8月まで
私の元夫は、私の申立期間の国民年金保険料を元夫の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録によれば、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の元夫の申立期間の保険料は納付済みである上、申立期間直前の平成13年5月、及び申立期間直後の同年9月から口座振替納付となった14年4月までの期間における申立人とその元夫の保険料の収納年月は、全て一致している。これらのことから、申立人の申立内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き保険料を全て納付している。

なお、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立人が20歳となった平成6年*月の直後の同年*月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人は同年8月から保険料を納付していることが確認できることから、申立人は年金制度に対する理解が深かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和54年3月及び同年10月から55年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月
② 昭和54年10月から55年3月まで

私は、昭和54年3月にA社を辞めた後、B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の①及び②の国民年金保険料を金融機関の窓口において必ず納付してきた。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、B区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和54年4月頃に払い出されていることが確認でき、申立人が申立期間の①及び②の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、「申立期間の①及び②の保険料は、納付書により、金融機関の窓口で納付していた。」と述べており、申立人が申立期間の①及び②当時に居住していたB区及びC市における当該期間当時の保険料の納付方法と合致する。

さらに、申立期間の①及び②の前後の期間における国民年金への切替手続及び住所変更手続は、前述のオンライン記録又は申立人の所持する年金手帳において、適切に行われていることが確認できることから、申立人は年金制度に対する理解が深かったものと考えられる。

加えて、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②は1か月及び6か月とそれぞれ短期間であり、申立期間の②の前後の期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる上、申立人の申立期間を除く国民年金の加入期間については、保険料が全て納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、平成5年5月の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月

私の母は、私の国民年金の加入手続を平成6年9月頃に行ってくれた。それまで未納であった国民年金保険料は、母が、当該加入手続を行った以降、毎月、1か月分ずつ遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私の国民年金の加入手続を平成6年9月頃に行ってくれた。」と主張しており、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、6年2月頃から同年9月頃までの間に払い出されていることが推認できる上、申立人が所持している年金手帳においても「発行年月日 平成6年9月2日」とゴム印が押されていることが確認できる。これらのことから、申立人の国民年金の加入手続に係る申立内容に一定の整合性が認められる。

また、申立人は、「それまで未納であった国民年金保険料は、母が、平成6年9月頃に私の国民年金の加入手続を行った以降、毎月、1か月分ずつ遡って納付してくれた。」と主張しており、オンライン記録においても平成4年8月から6年3月までの期間の保険料は、申立期間の1か月を除き、毎月1か月ごとに過年度納付されていることが確認できる。これらのことから、申立人の申立内容に信憑^{びよう}性がみられ、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から同年12月まで

私は、会社を退職後に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。昭和54年2月に会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間の国民年金の未納期間を区役所で調べてもらい、保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年4月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から63年9月まで
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、昭和59年1月頃に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和61年4月から63年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された61年4月時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間であり、申立人は当該期間の保険料は毎月市役所の窓口で納付し領収証書を受け取った記憶があると具体的に説明しており、申立人が当時居住していた市では毎月納付に切り替えたのは61年4月からとしているほか、申立人が納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致している。また、当該期間の大半を申立人と同居していた妹は、当時、申立人と保険料について何度か話をした記憶があると説明しており、妹は当該期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和59年1月から61年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、前述の払出時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能な期間ではあるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしていること、申立人は別の年金手帳を受領、所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成元年3月に会社を退職した直後に国民年金の再加入手続をしたと説明しているが、その会社に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格の記録は2年1月に追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の再加入手続をした時期に関する記憶は曖昧であるほか、再加入手続時からの保険料の納付方法に関する記憶も曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から63年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月、同年9月及び46年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年8月及び同年9月
② 昭和46年1月から47年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間当時には、父、母、兄及び私の4人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月以降60歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする母親並びに申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする父親及び兄は申立期間の自身の保険料が納付済みである。

申立期間①については、2か月と短期間であり、申立人の最初の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和45年9月時点では当該期間の保険料は現年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、15か月と比較的短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであること、申立人の所持する領収証書から、当該期間直後の昭和47年4月から同年9月までの期間の保険料は47年9月13日に、47年10月から48年3月までの期間の保険料は48年1月23日に現年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①及び②に挟まれた昭和45年10月から同年12月までの期間及び申立期間②直後の47年4月から同年9月までの期間は、54年5月30日に「資格取消」を理由として保険料の還付が決定されているが、平成22年7月23日に、申立人の所持する領収証

書により納付済みに記録訂正されているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの期間及び52年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から同年6月まで
② 昭和52年4月から同年9月まで

私は、会社退職後に区役所で国民年金の加入手続きを行い、元夫と同居し始めた昭和51年2月以降、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和51年4月から同年6月までの期間及び申立期間②については、申立人は、申立期間①直後の51年7月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間②は、6か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。また、それぞれの期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年7月時点で、過年度納付することが可能な期間であり、保険料が納付済みとなっている申立期間①直後の51年7月から52年3月までの期間及び申立期間②直後の同年10月から53年3月までの期間の保険料は、過年度納付されたものと推察されるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和51年2月及び3月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された53年7月頃の時点は、第3回特例納付の実施期間ではあったものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの期間及び52年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から51年3月まで
② 平成2年7月及び8月

私又は両親は、私が20歳になった昭和45年*月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、その後は自分で申立期間①の国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、会社を退職後に自分で加入手続をして、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和50年1月から51年3月までの期間については、申立人の特殊台帳によると、申立人が厚生年金保険に加入していた51年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料が、52年2月26日付けで還付された旨の記録が確認できるが、この時点では、50年1月から51年3月までの期間は保険料納付の時効が成立する前であることから、当該期間が未納であれば、重複納付に係る保険料を充当していたはずであり、充当せずに全額還付としていることから、当該還付時点において、当該期間は未納として記録管理されていなかったものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和45年7月から49年12月までの期間及び申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続を行った者及び保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立期間①のうち昭和45年7月から49年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年6月頃の時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①当時、申立人が居住していた区、市及び所轄社会保険事務所（当

時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、平成13年2月26日に被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に整備されていることが確認でき、当該記録整備時点まで、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間①のうち昭和45年7月から49年12月までの期間及び申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月、46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月
② 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、20 歳のとき、実家の商店の仕事をしており、母が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間③については、私が夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は、それぞれ 1 か月、3 か月及び 6 か月と短期間であり、申立期間②及び③の前後の保険料は納付済みである。

また、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 46 年 5 月頃の時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、払出時点から、申立期間①と申立期間②の間の 45 年 4 月から同年 12 月までの保険料は過年度納付されたものと考えられる。

さらに、申立期間③については、申立人が所持する領収証書により、当該期間直後の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 4 月 20 日に納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立期間③の保険料は現年度納付することが可能である上、夫婦二人分の保険料を 3 か月ごとに金融機関で納付していたとする納付方法は、当時の納付方法と合致し、納付したとする金額は、当時の夫婦二人分に係る 1 回分の納付金額と一致しており、保険料と一緒に納付していたとする夫は申立期間③の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、両親と私の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 7 月以降、申立期間を除き 60 歳に至るまでの国民年金保険料を全て納付しており、60 歳以降も任意加入し、保険料を納付している。

また、申立期間は、3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月及び56年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年3月
② 昭和56年10月から同年12月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金への再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ1か月及び3か月と短期間であり、申立期間②前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立期間①については、申立人の国民年金被保険者名簿索引票によると、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金への再加入手続は、昭和50年3月に行われていること、及び同年4月の区内転居に伴う住所変更手続は、同年4月に行われていることが確認でき、両手続時点で、申立期間①の保険料は現年度納付することが可能である。

さらに、申立期間②については、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から同年12月まで
私たち夫婦は、結婚した後に国民年金に加入して、夫婦で経営していた店を厚生年金保険適用事業所にするまで、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納め忘れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、昭和40年4月から平成9年8月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から同年12月まで
私たち夫婦は、結婚した後に国民年金に加入して、夫婦で経営していた店を厚生年金保険適用事業所にするまで、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納め忘れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、昭和40年4月から平成9年8月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年2月まで

私は、昭和38年1月頃に国民年金の加入手続をし、その後は母、姉、私のうち旅館兼実家にいた者が、3人分の国民年金保険料を集金に来た町内の世話係の人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年6月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間直前の38年1月から同年3月までの保険料は納付済みである。

また、申立人を含め3人分の保険料を申立人とともに納付していたとする申立人の母親及び姉は、国民年金制度発足当初から申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、町内の世話係に保険料を納付していたとする方法は、申立人が申立期間当時に居住していた市の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月、同年3月、7年2月から同年4月までの期間、12年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月及び同年3月
② 平成7年2月から同年4月まで
③ 平成12年5月及び同年6月

私は、会社を退職する度に国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③は、2か月、3か月及び2か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年4月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間①及び②の間の期間の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立期間②及び③については、平成8年6月及び14年6月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料は過年度納付が可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月まで

私は、結婚してしばらくして、国民年金の加入手続を行った際、区役所職員から会社退職月以降の国民年金保険料を遡って納付するように言われたので、納付書により近所の郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和 38 年 4 月から 49 年 5 月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を全て納付しており、申立人が所持する国民年金手帳が発行された 38 年 10 月時点で、申立期間の保険料を遡って納付することが可能である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区では、当時、保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は交付された納付書により郵便局で申立期間の保険料を納付したと説明しており、当該納付方法は、過年度保険料を納付する場合の方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から47年3月まで
② 昭和48年11月から49年3月まで

私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、私が転居するまでの国民年金保険料を納付してくれ、転居後は自分で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は5か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き昭和47年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料納付を行ってくれたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和47年9月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、母親が当該期間の保険料を遡って納付したとは主張していないこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかにも手帳を所持したことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から同年10月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、昭和45年10月の任意加入以降、保険料をおおむね納付していること、申立人と同様に母親が保険料を納付したとする申立人の弟も、学生の期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
私は、国民年金に加入してからは、未納なく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄には、申立期間の国民年金保険料の納付日が記載されており、当該納付記録を疑わせる事情も認められず、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 4 月まで
③ 昭和 54 年 10 月から 55 年 12 月まで

私は、昭和 41 年 4 月まで働いていた会社を辞めた後に国民年金の加入手続を行い、結婚するまでは自身で国民年金保険料を納付し、結婚後は妻が自身の分と一緒に保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 4 か月と短期間であり、申立人が所持する領収証書から、当該期間直前の昭和 46 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は、当該期間中の 47 年 2 月 7 日に現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当該期間の保険料を納付書により納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた市及び区では、当該期間の大半の期間は印紙検認方式により保険料を収納していたとしていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和 46 年 8 月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の大半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、保険料を遡って納付した記憶が曖昧であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を 1 冊所持していたと主張しているが、当該手帳についての記憶は曖昧であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、当該期間は妻も保険料が未納であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 15839～15882・15884～15986・15988～16014（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 174 件（別添一覧表参照）

東京厚生年金 事案 15883 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録並びにB社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書及び健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届の写しにより、事業主は、平成17年7月から18年5月までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主が免除の申出を行った場合には、育児休業期間中の厚生年金保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所(当時)に対して、申立期間に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っていなくても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案 15987 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年8月31にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録並びにB社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書及び健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届の写しにより、事業主は、平成17年2月から同年10月までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主が免除の申出を行った場合には、育児休業期間中の厚生年金保険料については徴収が行

われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、申立期間①に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っていなくても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、上記貸金台帳において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

2 上記貸金台帳により、申立人は、平成 17 年 12 月 9 日及び 18 年 2 月 28 日に A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、上記貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
15839	男		昭和36年生		1万2,000円	18万6,000円	10万3,000円
15840	女		昭和53年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15841	女		昭和53年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15842	女		昭和54年生			10万6,000円	
15843	女		昭和51年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15844	女		昭和52年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15845	女		昭和56年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15846	女		昭和50年生		1万4,000円	10万5,000円	5万1,000円
15847	女		昭和54年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15848	女		昭和50年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15849	女		昭和52年生		2万9,000円	10万6,000円	6万3,000円
15850	女		昭和51年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15851	男		昭和32年生		6万9,000円	23万9,000円	17万5,000円
15852	男		昭和48年生		2万1,000円	15万5,000円	9万2,000円
15853	女		昭和52年生		3万円	11万1,000円	7万9,000円
15854	女		昭和47年生		1万5,000円	11万円	
15855	女		昭和53年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15856	女		昭和55年生		1万4,000円	10万8,000円	6万4,000円
15857	女		昭和37年生		3万円	11万3,000円	7万9,000円
15858	女		昭和50年生		1万4,000円	10万9,000円	6万5,000円
15859	女		昭和52年生		1万4,000円	10万8,000円	6万5,000円
15860	女		昭和52年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15861	女		昭和51年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15862	男		昭和24年生		7万1,000円	23万9,000円	17万6,000円
15863	女		昭和43年生		9万2,000円	20万7,000円	15万3,000円
15864	男		昭和24年生		3万円	22万6,000円	13万5,000円
15865	女		昭和43年生		1万円	19万円	10万3,000円
15866	男		昭和48年生		1万1,000円	17万4,000円	9万4,000円
15867	男		昭和32年生		6万9,000円	24万7,000円	15万2,000円
15868	女		昭和44年生		1万8,000円	13万2,000円	7万9,000円
15869	男		昭和27年生		2万9,000円	23万1,000円	12万5,000円
15870	男		昭和50年生			15万7,000円	8万5,000円
15871	男		昭和37年生		9万5,000円	22万7,000円	19万円
15872	男		昭和45年生		2万1,000円	17万1,000円	10万1,000円
15873	女		昭和44年生		1万5,000円	11万円	7万8,000円
15874	男		昭和47年生		1万円	15万4,000円	9万2,000円
15875	女		昭和53年生		1万4,000円	13万8,000円	7万7,000円
15876	女		昭和51年生		2万9,000円	10万6,000円	6万3,000円
15877	女		昭和52年生		1万4,000円	10万6,000円	7万5,000円
15878	女		昭和40年生			3万4,000円	
15879	女		昭和22年生			2万4,000円	
15880	女		昭和53年生		2万8,000円	10万5,000円	6万3,000円
15881	女		昭和57年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15882	女		昭和56年生		1万4,000円	10万5,000円	5万1,000円
15883	女		昭和56年生		1万4,000円	7万円	4万2,000円
15884	男		昭和57年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15885	女		昭和56年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15886	女		昭和56年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15887	女		昭和56年生		1万4,000円	10万5,000円	7万4,000円
15888	女		昭和56年生		2万9,000円	10万6,000円	7万5,000円
15889	女		昭和56年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15890	女		昭和54年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15891	女		昭和55年生		2万8,000円	10万5,000円	6万3,000円
15892	女		昭和56年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15893	女		昭和56年生		1万4,000円	13万4,000円	7万5,000円
15894	女		昭和57年生		2万8,000円	10万5,000円	6万3,000円
15895	女		昭和56年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15896	女		昭和57年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15897	女		昭和52年生		1万4,000円	10万5,000円	5万1,000円
15898	女		昭和49年生		1万4,000円	10万5,000円	5万1,000円
15899	女		昭和11年生			11万2,000円	3万3,000円
15900	女		昭和53年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15901	男		昭和55年生		9,000円	14万2,000円	7万9,000円
15902	女		昭和52年生		1万4,000円	10万5,000円	6万2,000円
15903	女		昭和54年生		1万4,000円	10万5,000円	7万4,000円
15904	女		昭和48年生		1万4,000円	10万5,000円	7万4,000円
15905	女		昭和52年生		1万4,000円	10万5,000円	6万2,000円
15906	女		昭和54年生		1万4,000円	10万5,000円	6万2,000円
15907	女		昭和55年生		2万8,000円	10万5,000円	6万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
15908	女		昭和53年生		2万8,000円	10万5,000円	7万4,000円
15909	女		昭和54年生		2万9,000円	10万5,000円	6万3,000円
15910	女		昭和53年生		1万4,000円	10万5,000円	6万2,000円
15911	女		昭和47年生		2万8,000円	10万5,000円	6万2,000円
15912	男		昭和40年生		3万3,000円	53万1,000円	2万5,000円
15913	女		昭和41年生			3万4,000円	
15914	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	7万4,000円
15915	男		昭和14年生		3万円	10万円	7万4,000円
15916	男		昭和56年生		8,000円	13万3,000円	7万4,000円
15917	男		昭和53年生		9,000円	14万4,000円	7万3,000円
15918	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15919	女		昭和56年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15920	女		昭和53年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15921	女		昭和45年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15922	女		昭和54年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15923	女		昭和37年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15924	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15925	女		昭和47年生		8,000円	12万5,000円	7万円
15926	女		昭和54年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15927	男		昭和54年生			14万2,000円	7万9,000円
15928	男		昭和54年生		9,000円	14万2,000円	7万9,000円
15929	女		昭和34年生		9,000円	14万7,000円	8万1,000円
15930	女		昭和52年生		1万4,000円	10万6,000円	7万5,000円
15931	女		昭和52年生		2万9,000円	10万6,000円	6万3,000円
15932	女		昭和45年生		1万4,000円	10万4,000円	7万4,000円
15933	女		昭和54年生		2万8,000円	10万4,000円	7万4,000円
15934	女		昭和52年生		2万8,000円	10万4,000円	7万3,000円
15935	女		昭和56年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15936	男		昭和57年生		8,000円	13万1,000円	7万3,000円
15937	男		昭和55年生		9,000円	14万円	7万8,000円
15938	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15939	女		昭和54年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
15940	女		昭和57年生		2万8,000円	10万4,000円	7万3,000円
15941	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15942	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
15943	女		昭和43年生		2万9,000円	10万6,000円	7万5,000円
15944	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15945	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	7万3,000円
15946	男		昭和57年生		2万8,000円	10万4,000円	7万3,000円
15947	男		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15948	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15949	女		昭和57年生		1万4,000円	10万5,000円	7万4,000円
15950	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15951	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15952	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	7万3,000円
15953	女		昭和57年生		2万8,000円	10万4,000円	6万2,000円
15954	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15955	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15956	女		昭和55年生		2万8,000円	10万5,000円	7万4,000円
15957	女		昭和58年生		2万8,000円	10万4,000円	6万2,000円
15958	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15959	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15960	女		昭和54年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15961	女		昭和56年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15962	女		昭和57年生		2万8,000円	10万4,000円	7万3,000円
15963	女		昭和50年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15964	女		昭和57年生		2万8,000円	10万4,000円	6万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
15965	女		昭和57年生		2万8,000円	10万4,000円	6万2,000円
15966	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万2,000円
15967	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15968	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15969	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15970	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15971	女		昭和57年生		1万4,000円	10万4,000円	7万3,000円
15972	女		昭和49年生		1万4,000円	10万4,000円	
15973	男		昭和41年生		9,000円	14万1,000円	7万9,000円
15974	男		昭和18年生			61万7,000円	
15975	女		昭和58年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15976	女		昭和45年生			3万4,000円	
15977	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15978	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15979	男		昭和18年生			61万円	
15980	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	7万4,000円
15981	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15982	女		昭和51年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15983	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	7万3,000円
15984	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15985	女		昭和55年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15986	男		昭和52年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15987	女		昭和55年生		5,000円	3万6,000円	2万1,000円
15988	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
15989	女		昭和53年生		2万8,000円	10万5,000円	7万4,000円
15990	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万2,000円
15991	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	6万2,000円
15992	女		昭和56年生		1万4,000円	10万3,000円	6万2,000円
15993	女		昭和38年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
15994	女		昭和44年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15995	女		昭和46年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
15996	女		昭和52年生		1万4,000円	10万3,000円	6万2,000円
15997	女		昭和51年生		1万4,000円	10万3,000円	6万2,000円
15998	女		昭和54年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
15999	女		昭和54年生		1万4,000円	10万5,000円	7万4,000円
16000	男		昭和54年生		1万4,000円	10万3,000円	7万3,000円
16001	女		昭和53年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16002	女		昭和53年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16003	女		昭和55年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16004	男		昭和52年生		9,000円	14万7,000円	8万1,000円
16005	男		昭和41年生			19万5,000円	
16006	男		昭和55年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16007	男		昭和55年生		9,000円	13万7,000円	7万7,000円
16008	女		昭和56年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
16009	女		昭和54年生		2万8,000円	10万3,000円	6万1,000円
16010	女		昭和53年生		1万4,000円	10万7,000円	7万6,000円
16011	男		昭和26年生		6万円	20万1,000円	14万9,000円
16012	男		昭和54年生		1万4,000円	10万3,000円	5万円
16013	女		昭和54年生		1万4,000円	10万3,000円	7万3,000円
16014	女		昭和47年生		1万5,000円	10万9,000円	6万5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「諸給与支払内訳明細書」及び「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「諸給与支払内訳明細書」及び「賞与一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 60 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16015		男	昭和23年生		平成18年7月14日	60万円
					平成19年12月14日	48万円
16016		男	昭和23年生		平成18年7月14日	65万円
					平成19年12月14日	48万円
16017		男	昭和25年生		平成18年7月14日	50万円
					平成19年12月14日	43万円
16018		男	昭和24年生		平成18年7月14日	50万円
					平成19年12月14日	40万7,000円
16019		男	昭和21年生		平成18年7月14日	28万7,000円
					平成19年12月14日	5万円
16020		男	昭和24年生		平成18年7月14日	30万円
					平成19年12月14日	24万4,000円
16021		男	昭和20年生		平成18年7月14日	10万円
					平成19年12月14日	5万円
16022		男	昭和35年生		平成18年7月14日	45万円
					平成19年12月14日	41万9,000円
16023		男	昭和36年生		平成18年7月14日	35万円
					平成19年12月14日	31万8,000円
16024		男	昭和33年生		平成18年7月14日	32万円
					平成19年12月14日	27万円
16025		男	昭和34年生		平成18年7月14日	30万円
					平成19年12月14日	23万円
16026		男	昭和23年生		平成18年7月14日	42万円
					平成19年12月14日	30万円
16027		男	昭和27年生		平成18年7月14日	35万円
					平成19年12月14日	26万円
16028		女	昭和30年生		平成18年7月14日	32万円
					平成19年12月14日	28万円
16029		男	昭和33年生		平成18年7月14日	45万円
					平成19年12月14日	41万7,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16030		女	昭和32年生		平成18年7月14日	32万円
					平成19年12月14日	26万円
16031		男	昭和35年生		平成18年7月14日	25万円
					平成19年12月14日	22万円
16032		男	昭和40年生		平成18年7月14日	42万円
					平成19年12月14日	36万6,000円
16033		男	昭和40年生		平成18年7月14日	40万円
					平成19年12月14日	31万円
16034		男	昭和29年生		平成18年7月14日	35万円
					平成19年12月14日	31万円
16035		男	昭和39年生		平成18年7月14日	45万円
					平成19年12月14日	38万円
16036		男	昭和22年生		平成18年7月14日	37万円
					平成19年12月14日	5万円
16037		男	昭和30年生		平成18年7月14日	42万円
					平成19年12月14日	37万1,000円
16038		男	昭和38年生		平成18年7月14日	40万円
					平成19年12月14日	38万1,000円
16039		男	昭和31年生		平成18年7月14日	45万円
					平成19年12月14日	41万6,000円
16040		男	昭和22年生		平成18年7月14日	33万円
					平成19年12月14日	5万円
16041		男	昭和21年生		平成18年7月14日	35万8,000円
					平成19年12月14日	5万円
16042		男	昭和28年生		平成18年7月14日	38万円
					平成19年12月14日	33万9,000円
16043		男	昭和39年生		平成18年7月14日	28万円
					平成19年12月14日	24万円
16044		男	昭和23年生		平成18年7月14日	23万円
					平成19年12月14日	20万円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16045		男	昭和33年生		平成18年7月14日	38万円
					平成19年12月14日	34万円
16046		女	昭和22年生		平成18年7月14日	24万4,000円
					平成19年12月14日	3万円
16047		男	昭和35年生		平成18年7月14日	45万円
					平成19年12月14日	41万1,000円
16048		男	昭和31年生		平成18年7月14日	30万6,000円
					平成19年12月14日	24万円
16049		女	昭和38年生		平成18年7月14日	28万円
					平成19年12月14日	25万1,000円
16050		男	昭和25年生		平成18年7月14日	35万円
					平成19年12月14日	28万6,000円
16051		男	昭和44年生		平成18年7月14日	40万円
					平成19年12月14日	35万円
16052		女	昭和27年生		平成18年7月14日	24万円
					平成19年12月14日	20万円
16053		男	昭和49年生		平成18年7月14日	35万円
					平成19年12月14日	28万円
16054		女	昭和27年生		平成18年7月14日	10万円
					平成19年12月14日	15万円
16055		女	昭和24年生		平成18年7月14日	21万円
					平成19年12月14日	17万円
16056		女	昭和26年生		平成18年7月14日	21万3,000円
					平成19年12月14日	16万2,000円
16057		男	昭和40年生		平成18年7月14日	33万円
					平成19年12月14日	28万円
16058		男	昭和51年生		平成18年7月14日	33万円
					平成19年12月14日	31万9,000円
16059		女	昭和41年生		平成18年7月14日	25万円
					平成19年12月14日	21万円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16060		女	昭和29年生		平成18年7月14日	22万3,000円
					平成19年12月14日	18万円
16061		男	昭和33年生		平成18年7月14日	35万円
					平成19年12月14日	34万6,000円
16062		男	昭和53年生		平成18年7月14日	34万円
					平成19年12月14日	35万2,000円
16063		男	昭和55年生		平成18年7月14日	33万円
					平成19年12月14日	30万円
16064		女	昭和54年生		平成18年7月14日	20万円
					平成19年12月14日	17万円
16065		男	昭和54年生		平成18年7月14日	34万円
					平成19年12月14日	30万円
16066		男	昭和56年生		平成18年7月14日	33万円
					平成19年12月14日	32万8,000円
16067		男	昭和56年生		平成18年7月14日	33万1,000円
					平成19年12月14日	29万円
16068		女	昭和45年生		平成18年7月14日	20万8,000円
					平成19年12月14日	15万円
16069		男	昭和51年生		平成18年7月14日	34万円
					平成19年12月14日	32万円
16070		女	昭和60年生		平成18年7月14日	13万円
					平成19年12月14日	15万7,000円
16071		男	昭和61年生		平成18年7月14日	10万円
					平成19年12月14日	18万円
16072		男	昭和62年生		平成18年7月14日	8万円
16073		男	昭和61年生		平成18年7月14日	13万円
					平成19年12月14日	21万円
16074		男	昭和63年生		平成19年12月14日	10万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 1 日及び 16 年 8 月 1 日は 37 万円、19 年 12 月 1 日は 51 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 1 日
② 平成 16 年 8 月 1 日
③ 平成 19 年 12 月 1 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳（賞与）及びB市役所から提出された課税証明書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳（賞与）及び課税証明

書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 8 月 1 日及び 16 年 8 月 1 日は 37 万円、19 年 12 月 1 日は 51 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 73 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（賞与）及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、73 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給料支払明細書（賞与）及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 2 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給料支払明細書（賞与）及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、2 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、40万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の4万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、4万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、40万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の4万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、4万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の3万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、3万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、70万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の7万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、7万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、35万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の3万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和48年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、3万5,000円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、10万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、1万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は11万7,000円、同年12月15日は18万7,000円、16年7月15日は11万円、同年12月15日は19万1,000円、17年7月15日は10万7,000円、同年12月15日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月15日は11万7,000円、同年12月15日は18万7,000円、16年7月15日は11万円、同年12月15日は19万1,000円、17年7月15日は10万7,000円、同年12月15日は13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 19 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16086	女		昭和54年生		平成17年12月5日	53万円
					平成18年12月5日	52万7,000円
					平成19年12月5日	44万7,000円
16087	女		昭和58年生		平成18年12月5日	37万4,000円
					平成19年12月5日	37万9,000円
16088	女		昭和57年生		平成18年12月5日	5万2,000円
					平成19年12月5日	35万円
16089	女		昭和54年生		平成18年12月5日	38万3,000円
					平成19年12月5日	44万4,000円
16090	女		昭和52年生		平成15年12月5日	40万7,000円
					平成16年12月5日	33万8,000円
					平成17年12月5日	44万2,000円
					平成18年12月5日	48万4,000円
16091	女		昭和54年生		平成17年12月5日	42万1,000円
					平成18年12月5日	39万4,000円
16092	男		昭和55年生		平成15年12月5日	38万9,000円
					平成16年12月5日	31万5,000円
					平成17年12月5日	48万4,000円
16093	女		昭和55年生		平成16年12月5日	30万1,000円
					平成17年12月5日	39万4,000円
16094	男		昭和44年生		平成15年12月5日	68万8,000円
					平成16年12月5日	42万8,000円
16095	女		昭和42年生		平成16年12月5日	27万7,000円
16096	女		昭和45年生		平成15年12月5日	63万6,000円
					平成16年12月5日	40万8,000円
16097	女		昭和55年生		平成15年12月5日	37万7,000円
					平成16年12月5日	30万4,000円
16098	女		昭和50年生		平成16年12月5日	21万6,000円
16099	女		昭和54年生		平成15年12月5日	39万9,000円
16100	女		昭和55年生		平成15年12月5日	35万8,000円
16101	女		昭和46年生		平成15年12月5日	45万8,000円
16102	女		昭和45年生		平成15年12月5日	58万4,000円
16103	女		昭和46年生		平成16年12月5日	21万8,000円
					平成17年12月5日	45万円
					平成18年12月5日	43万2,000円
16104	女		昭和49年生		平成15年12月5日	47万2,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、45万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 20 日は 18 万円、17 年 12 月 20 日は 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 20 日は 18 万円、17 年 12 月 20 日

は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 20 日は 17 万円、17 年 12 月 20 日は 16 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 20 日は 17 万円、17 年 12 月 20 日

は16万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 20 日は 18 万円、17 年 12 月 20 日は 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 20 日は 18 万円、17 年 12 月 20 日

は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 20 日は 16 万 5,000 円、17 年 12 月 20 日は 16 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 20 日は 16 万 5,000 円、17 年 12 月

20日は16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年11月29日、資格喪失日は27年5月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年11月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは6,600円、同年5月から27年4月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月29日から27年5月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が1日相違し、資格喪失年月日が未記入となっている基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人の妻は、「申立人は、昭和21年にC国から復員し、父親の関係でA社に勤めた。生前から同社の厚生年金保険被保険者加入記録が無いことを社会保険事務所（当時）に照会したが、記録を確認することができなかった。申立人及びその母から、同社には、4、5年勤務をしたと聞いている。」と供述しており、その具体的な供述に信憑性^{びよう}がうかがえることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、資格喪失年月日が空欄となっている多数の被保険者については、オンライン記録によると、継続した加入記録が確認でき、また、昭和33年6月7日に書換えが行われたA社に係る事業所別被保険者名簿に、申立人の加入記録を確認できないことから、書換え以前に資格を喪失した従業員について、

必ずしも被保険者名簿に資格喪失年月日の記入をしておらず、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められ、申立人と同姓同名で生年月日が1日相違している被保険者記録は、申立人の未統合の記録であることが認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日については、同社における勤務年数が4、5年であり、病気を理由に退職していること、次の事業所における被保険者資格の取得日が昭和27年11月1日であることから判断して、申立てどおり同年4月30日に同社を退職し、同年5月1日に資格を喪失しているとするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年11月29日に被保険者資格を取得し、27年5月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和22年11月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは6,600円、同年5月から27年4月までは7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していたA社からの送付状及び申立人の同社の次の就職先であるB事業所（現在は、C事業所）が保管していた履歴書により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B事業所の作成した平成元年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、前職分としてA社での給与額及び社会保険料控除額等が記載されているところ、申立期間も15万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年5月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとしている上、申立人に係る健康保険組合の資格喪失日とオンライン記録における資格喪失日が同日であり、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が平成元年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、 事業主は、 申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和23年1月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社）D支社における資格取得日に係る記録を昭和27年10月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和27年10月9日から同年11月1日まで

C社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、B社から提出された退社一覧表及び申立人の妻から提出された経歴メモから判断すると、申立人がC社（昭和22年10月から26年12月までの期間はA社に名称変更）に継続して勤務し（昭和23年1月31日にA社E支社から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和23年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、B社から提出された退社一覧表及び申立人の妻から提出された経歴メモから判断すると、申立人がC社に継続して勤務し（昭和27年10月9日に同社本社から同社D支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社D支社における昭和27年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②の保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C出張所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和51年4月1日、資格喪失日が52年4月1日とされ、当該期間のうち申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C出張所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月27日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していた。B社は、年金事務所に資格喪失日の事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿及び辞令により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年4月1日に同社C出張所から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C出張所における昭和52年2月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月3日に申立期間に係る資格喪失日の訂正届の喪失日訂正を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和52年3月の保険料について納入の告知を行っ

ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成9年10月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月23日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る商業登記簿謄本並びに申立人から提出された同社の関連会社であるC社が作成した人事通報及び人事異動に係る稟議書から、申立人がA社に継続して勤務し（平成9年10月23日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年3月1日から8年10月1日までの期間における標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を5年3月から6年10月までは53万円、6年11月から7年9月までは59万円、同年10月から8年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成7年10月1日から9年4月14日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、7年10月から8年9月までは上記訂正後の標準報酬月額（30万円）を59万円に、同年10月は56万円、同年11月から9年3月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から9年4月14日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低いことが判明した。給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年3月から8年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、5年3月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円と記録されていたところ、同年4月10日付けで30万円に遡って減額訂正されている上、同年4月から8年3月までは、当初、30万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで7年4月まで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において7人の従業員について、申立人と同様、標準報酬月額の遡及減額訂正が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元経理担当者は、「申立期間当時は社会保険料の滞納があり、社会

保険事務所から督促の連絡があったことを記憶している。」旨供述している。

なお、申立人が提出した平成6年1月から7年2月までの期間及び同年5年から同年9月までの期間に係る給与支給明細書によると、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記減額訂正が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、上記元経理担当者及び複数の従業員は、「申立人は営業担当役員であり、社会保険の届出事務に権限を有していなかった。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成7年4月10日付け及び8年4月30日付けで行われた当該遡及訂正処理は、事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所において上記標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている5年3月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年3月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円、同年10月から8年9月までは30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年10月から9年3月までの期間については、申立人は、自身の標準報酬月額は当時の厚生年金保険法に定める上限の59万円であった旨主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成7年10月から9年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した8年分の給与所得の源泉徴収票及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、7年10月から8年9月までは59万円、同年10月は56万円、同年11月から9年1月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年2月及び同年3月の標準報酬月額については、申立人は保険料控除を確認できる給与支給明細書を保有していないものの、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額は、当該期間前において一定であり、当該期間についても同額の保険料が控除されていたと認められることから、30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、

その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月16日から同年12月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に異動はあったものの同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された退職証明書、同社の回答及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年12月16日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和50年3月16日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年9月1日から16年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録をそれぞれ26万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間①のうち、平成16年7月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、16年7月から17年8月までは24万円、同年9月から18年8月までは26万円、同年9月から19年4月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16年7月から18年8月までは22万円、同年9月から19年4月までは24万円とされているが、申立人は、16年7月1日から19年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年7月から18年6月までは26万円、同年7月から19年1月まで及び同年3月は28万円、同年4月は30万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年11月10日は17万9,000円、18年12月10日は17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成14年12月2日から20年9月1日まで
② 平成17年11月10日
③ 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年12月2日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成14年12月2日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成15年9月1日から16年6月1日までの期間、同年7月1日から19年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、15年9月から16年5月まで及び同年7月から18年6月までは26万円、同年7月から19年1月まで及び同年3月は28万円、同年4月は30万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年11月10日は17万9,000円、18年12

月 10 日は 17 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、また、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を失念したとして、賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 14 年 12 月 2 日から 15 年 9 月 1 日までの期間及び 16 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、上記の給与明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認又は推認できることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。さらに、申立期間①のうち、19 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額は事後訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成 19 年 5 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 19 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成15年9月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、15年9月から16年8月までは50万円、同年9月から17年8月までは41万円、同年9月から18年8月までは47万円、同年9月から19年4月までは44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、15年9月1日から16年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年9月から16年3月までは41万円、同年4月は44万円、同年5月、同年6月及び同年9月から17年2月までは41万円、同年3月から19年4月までは44万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は5万円、17年11月10日は29万1,000円、18年12月10日は15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月1日から20年9月1日まで
② 平成16年12月10日
③ 平成17年11月10日

④ 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②、③及び④の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年1月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成15年1月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成15年9月1日から16年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年5月1日までの期間については、申立人が提出している給与明細書により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、15年9月から16年3月までは41万円、同年4月は44万円、同年5月、同年6月及び同年9月から17年2月までは41万円、同年3月から19年4月までは44万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年12月10日は5万円、17年11月10日は29万1,000円、18年12月10日は15万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、また、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を失念したとして賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、上記の給与明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認又は推認できることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成 16 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額は事後訂正前の標準報酬月額と同年 7 月は低いことが、同年 8 月は同額であることがそれぞれ確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち、平成 19 年 5 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 19 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間①のうち、平成15年9月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、15年9月から16年8月までは41万円、同年9月から17年8月までは44万円、同年9月から18年8月までは59万円、同年9月から19年4月までは53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15年9月から18年8月までは32万円、同年9月から19年4月までは34万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年9月から16年4月までは38万円、同年5月は47万円、同年6月は50万円、同年7月から17年2月までは41万円、同年3月は50万円、同年4月から同年6月までは53万円、同年7月は50万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月から18年1月までは44万円、同年2月は50万円、同年3月は47万円、同年4月から19年3月までは53万円、同年4月は62万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から20年4月1日までの期間について、標準報酬月額の随時改定の基礎となる19年5月から同年7月までは標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年11月10日は35万4,000円、18年12月10日は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から20年4月1日まで
② 平成17年11月10日
③ 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年4月1日から20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成15年4月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成15年8月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に

については、申立人が提出している給与明細書により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、15年8月は41万円、同年9月から16年4月までは38万円、同年5月は47万円、同年6月は50万円、同年7月から17年2月までは41万円、同年3月は50万円、同年4月から同年6月までは53万円、同年7月は50万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月から18年1月までは44万円、同年2月は50万円、同年3月は47万円、同年4月から19年3月までは53万円、同年4月は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年8月は53万円、同年9月から20年3月までは59万円と記録されている。しかし、申立人の所持する給与明細書によると、標準報酬月額の随時改定の基礎となる19年5月から同年7月までは標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年8月から20年3月までは62万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年11月10日は35万4,000円、18年12月10日は25万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を失念したとして、賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年4月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認又は推認できることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成19年5月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年9月1日から16年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年9月から16年3月までは32万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成15年5月1日から同年9月1日までの期間及び16年9月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、15年5月から同年8月までは32万円、16年9月から17年8月までは38万円、同年9月から18年8月までは34万円、同年9月から19年4月までは44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15年5月から同年8月までは28万円、16年9月から18年8月までは26万円、同年9月から19年4月までは28万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年5月から同年8月までは32万円、16年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から17年2月までは34万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は34万円、18年1月及び同年2月は38万円、同年3月から同年7月までは41万円、同年8月は44万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は44万円、19年1月は41万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は44万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は31万6,000円、17年7月10日は32万6,000円、同年11月10日は15万3,000円、同年12月10日は32万6,000円、18年7月10日は36万円、同年12月10日は77万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生

年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑧に係る標準賞与額 35 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 35 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 5 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 7 月 10 日
④ 平成 17 年 11 月 10 日
⑤ 平成 17 年 12 月 10 日
⑥ 平成 18 年 7 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 20 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②から⑧までの厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 5 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 15 年 5 月 1 日から 19 年 5 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例

法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成15年5月1日から19年5月1日までの期間については、申立人が提出している給与明細書によると、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、15年5月から16年3月までは32万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から17年2月までは34万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は34万円、18年1月及び同年2月は38万円、同年3月から同年7月までは41万円、同年8月は44万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は44万円、19年1月は41万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は44万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

申立期間②から⑦までの標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年12月10日は31万6,000円、17年7月10日は32万6,000円、同年11月10日は15万3,000円、同年12月10日は32万6,000円、18年7月10日は36万円、同年12月10日は77万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、また、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該賞与に係る届出を失念したとして賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑧について、前述の賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（35万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を35万円とすることが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成19年5月1日から20年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成16年6月9日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、16年6月から17年8月までは24万円、同年9月から18年8月までは26万円、同年9月から19年4月までは28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、平成16年6月9日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を、16年6月及び同年9月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から18年2月までは24万円、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年8月は28万円、同年9月は24万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、19年1月は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年11月10日は21万4,000円、18年12月10日は22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月9日から20年9月1日まで

② 平成17年11月10日

③ 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年6月9日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成16年6月9日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成16年6月9日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書によると、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、16年6月及び同年9月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から18年2月までは24万円、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年8月は28万円、同年9月は24万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、19年1月は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年11月10日は21万4,000円、18年12月10日は22万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、また、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を失念したとして、賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年7月1日から同年9月1日までの期間については、上記の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は事後訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年5月1日から20年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成 18 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年 7 月は 26 万円、同年 8 月は 30 万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18 年 9 月及び同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月及び 19 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 34 万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 19 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の定時決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 17 年 11 月 10 日は 11 万 4,000 円、18 年 12 月 10 日は 20 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 16 年 10 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
② 平成 17 年 11 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年 10 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 16 年 10 月 1 日から 19 年 5 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 18 年 7 月 1 日から 19 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書によると、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、18 年 7 月は 26 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月及び 19 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 34 万円にそれ

ぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 19 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、28 万円と記録されている。しかし、申立人の所持する給与明細書によると、標準報酬月額の定時決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 19 年 5 月から同年 8 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 11 月 10 日は 11 万 4,000 円、18 年 12 月 10 日は 20 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該賞与に係る届出を失念したとして、賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年 10 月 1 日から 18 年 7 月 1 日までの期間については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成17年7月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年7月から19年3月までは28万円、同年4月は32万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の随時改定の基礎となる同年5月から同年7月までは、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年11月10日は3万円、18年7月10日は30万円、同年12月10日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月1日から19年9月1日まで

- ② 平成17年11月10日
- ③ 平成18年7月10日
- ④ 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②、③及び④の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年7月1日から19年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成17年7月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成17年7月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、17年7月から19年3月までは28万円、同年4月は32万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 19 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、28 万円と記録されている。しかし、申立人の所持する給与明細書によると、標準報酬月額の随時改定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 19 年 8 月は 32 万円に訂正することが必要である。

申立期間②、③及び④の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 11 月 10 日は 3 万円、18 年 7 月 10 日は 30 万円、同年 12 月 10 日は 45 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該賞与に係る届出を失念したとして、賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 19 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年2月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、18年2月から同年8月までは28万円、同年9月から19年4月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は18年2月1日から19年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年2月から同年6月までは28万円、同年7月から19年2月まで及び同年4月は30万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の随時改定の基礎となる同年5月から同年7月までは、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月1日から20年9月1日まで

② 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年2月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年2月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成18年2月1日から19年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間については、申立人が提出している給与明細書によると、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、18年2月から同年6月までは28万円、同年7月から19年2月まで及び同年4月は30万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標

準報酬月額については、オンライン記録によると、28 万円と記録されている。しかし、申立人の所持する給与明細書によると、標準報酬月額の随時改定の基礎となる同年5月から同年7月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年8月は32万円に訂正することが必要である。

申立期間②の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該賞与に係る届出を失念したとして、賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年3月1日から同年4月1日までの期間については、上記の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は事後訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年5月1日から20年8月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成 19 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間①のうち、平成 16 年 10 月 1 日から 19 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、16 年 10 月から 17 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から 19 年 4 月までは 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 年 10 月から 18 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 4 月までは 22 万円とされているが、申立人は、16 年 10 月 1 日から 17 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 19 年 5 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16 年 10 月及び同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 26 万円、17 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 9 月は 22 万円、同年 10 月は 24 万円、同年 11 月から 18 年 2 月までは 22 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月から 19 年 3 月までは 24 万円、同年 4 月は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 19 年 8 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の随時改定の基礎となる 19 年 5 月から同年 7 月までは標準報酬月額 30 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 17 年 11 月 10 日は 27 万 5,000 円、18 年 12 月 10 日は 25 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
② 平成 17 年 11 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 16 年 10 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年 7 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間については、申立人が提出している給与明細書によると、

その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、16年10月及び同年11月は22万円、同年12月は26万円、17年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月から18年2月までは22万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から19年3月までは24万円、同年4月から同年6月までは28万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年8月は24万円、同年9月から20年8月までは26万円と記録されている。しかし、申立人の所持する給与明細書によると、標準報酬月額の随時改定の基礎となる19年5月から同年7月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年8月から20年8月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年11月10日は27万5,000円、18年12月10日は25万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を失念したとして賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年8月1日から同年9月1日までの期間については、上記の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は事後訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年7月1日から同年8月1日までの期間及び20年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録については、当該期間のうち、平成3年12月から4年11月までは14万2,000円、同年12月から6年10月までは16万円、同年12月から7年11月までは17万円、同年12月から8年9月までは18万円、同年12月から9年11月までは20万円、同年12月から10年11月までは24万円、同年12月から12年2月までは26万円、同年3月から14年11月までは28万円、同年12月から15年3月までは30万円、同年4月から同年11月までは38万円、同年12月から16年11月までは32万円、同年12月から17年8月までは34万円、同年9月から18年5月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成18年6月1日から20年4月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる17年4月から同年6月まで、18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

申立期間②から⑥までについて、それぞれ標準賞与額10万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から20年4月1日まで
② 平成18年7月21日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年5月1日
⑤ 平成19年8月20日
⑥ 平成19年12月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に

見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑥までの標準賞与額の記録が無い。一部期間の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成3年8月1日から20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成3年8月1日から18年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年6月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間①のうち、平成3年12月から6年10月まで、同年12月、7年2月、同年4月から8年9月まで、同年12月から14年11月まで及び15年12月から18年5月までの期間については、申立人から提出された5年1月から18年1月までの一部期間（平成4年12月、5年2月、同年12月、6年12月、7年2月、同年4月から同年12月まで、8年2月から同年12月まで、9年2月、同年12月から10年2月まで、同年5月から同年7月まで、同年12月から11年2月まで、同年12月から12年6月まで、同年12月から13年3月まで、同年12月、16年12月及び17年12月）の給料支払明細書、4年分から14年分まで及び16年分から19年分までの給与所得の源泉徴収票により、当該期間の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成3年12月から4年11月までは14万2,000円、同年12月から6年10月までは16万円、同年12月、7年2月、同年4月から同年11月までは17万円、同年12月から8年9月までは18万円、同年12月から9年11月までは20万円、同年12月から10

年11月までは24万円、同年12月から12年2月までは26万円、同年3月から14年11月までは28万円、15年12月から16年11月までは32万円、同年12月から17年8月までは34万円、同年9月から18年5月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成14年12月から15年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないが、14年12月の給与振込額と比較して15年1月の給与振込額が増加していることから、昇給があったと考えられ、A社では、昇給と同時に、厚生年金保険料控除額が改定されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を14年12月から15年3月までは30万円、同年4月から同年11月までの期間については、同年4月の厚生年金保険料率変更に伴い38万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成7年1月及び同年3月についても、申立人は、給料支払明細書等を保有していないが、当該期間の標準報酬月額については、前後の期間の保険料控除額から判断すると、17万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成3年8月から同年11月までの期間について、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないため当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できないが、申立人の同僚から提出された給料支払明細書及び同僚の「入社直後は届出どおりの保険料控除額だった。」旨の証言から判断すると、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であると推認できる。

このほか、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成6年11月については、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料から判断して、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、平成8年10月及び同年11月については、申立人から提出された給料支払

明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間①のうち、平成18年6月1日から20年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、24万円と記録されている。

しかし、標準報酬月額の決定の基礎となる平成17年4月から同年6月まで、18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までの期間については、上記給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人のA社における18年6月から20年3月の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

2 申立人の申立期間②から⑥までの標準賞与額については、申立人及びA社の複数の同僚の「同社は毎年、10万円の賞与が年3回支払われていた。」との供述、同僚の預金通帳の写しにより確認できる賞与の支払日、申立人から提出された平成18年4月21日及び19年5月1日の賞与支払明細書並びに18年分及び19年分の給与所得の源泉徴収票から判断すると、それぞれ10万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間②から⑥までの標準賞与額を、それぞれ10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録については、当該期間のうち、平成2年12月から3年9月までは14万2,000円、同年12月から4年11月までは16万円、同年12月から6年10月までは18万円、同年12月から7年11月までは19万円、同年12月から8年9月までは20万円、同年12月から9年11月までは22万円、同年12月から10年11月までは26万円、同年12月から12年2月までは28万円、同年3月から14年11月までは30万円、同年12月から15年3月までは32万円、同年4月から同年11月までは41万円、同年12月から16年11月までは34万円、同年12月から17年8月までは36万円、同年9月から18年6月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成18年7月1日から20年4月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる17年4月から同年6月まで、18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額53万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

申立期間②から⑥までについて、それぞれ標準賞与額10万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月1日から20年4月1日まで
② 平成18年7月21日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年5月1日
⑤ 平成19年8月20日
⑥ 平成19年12月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に

見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑥までの標準賞与額の記録が無い。一部期間の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成元年7月1日から20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成元年7月1日から18年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年7月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間①のうち、平成2年12月から3年9月まで、同年12月から6年10月まで、同年12月から8年9月まで、同年12月から13年12月まで及び15年12月から18年6月までの期間については、申立人から提出された3年1月から18年6月までの期間のうちの一部期間（平成2年12月、4年12月、5年2月、同年12月、6年2月、同年4月から7年12月まで、8年2月から同年12月まで、9年2月、同年12月から10年2月まで、同年5月から同年7月まで、同年12月から11年2月まで、同年12月から12年6月まで、同年12月から13年3月まで、同年12月、16年12月及び17年12月）の給料支払明細書、元年11月から3年1月まで及び同年7月から18年6月までの期間の預金通帳並びに3年分から13年分まで及び16年分から18年分までの給与所得の源泉徴収票により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された上記給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成2年12月から3年9月までは14万2,000円、同年12月から4年11月までは16万円、同年12月から6年10月までは18万円、同年12月から7年11月までは19

万円、同年12月から8年9月までは20万円、同年12月から9年11月までは22万円、同年12月から10年11月までは26万円、同年12月から12年2月までは28万円、同年3月から13年12月までは30万円、15年12月から16年11月までは34万円、同年12月から17年8月までは36万円、同年9月から18年6月までは34万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成14年1月から同年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないが、申立人及び複数の同僚から提出された預金通帳及び給料支払明細書から、A社では、毎年1月に昇給し、同時に厚生年金保険料控除額が改定され、1年間毎月同額の保険料が控除されていることが確認できるところ、13年12月の上記給料支払明細書では30万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていること及び預金通帳の記録が14年1月から同年12月まで同額であることから判断すると、同年1月から同年11月までの標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成14年12月から15年11月までの期間についても、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないが、上記のとおり、A社では、毎年1月に昇給し、昇給と同時に厚生年金保険料控除額が改定されていることが確認できるところ、同年1月の給与振込額が14年12月より増額していること及び15年4月に厚生年金保険料率が改定されていることから判断すると、当該期間の標準報酬月額を、14年12月から15年3月までは32万円、同年4月から同年11月までは41万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録の標準報酬月額が、上記給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成6年11月については、上記源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成3年10月、同年11月、8年10月及び同年11月については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち、平成元年7月から2年11月までの期間については、上記預金通帳により、申立人の給与振込額は確認できるが、申立人は、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票等を保有していないため、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間①のうち、平成18年7月1日から20年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は26万円と記録されているが、申立人から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる17年4月から同年6月まで、18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは、それぞれ標準報酬月額53万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成18年7月から20年3月までは、53万円とすることが妥当である。

- 2 申立人の申立期間②から⑥までの標準賞与額については、申立人から提出された平成18年7月21日及び19年5月1日の賞与支払明細書、18年分及び19年分の給与所得の源泉徴収票並びに預金通帳の写しにより、それぞれ10万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間②から⑥までの標準賞与額を、それぞれ10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月21日から同年2月21日までの期間について、厚生年金保険料をA社（後に、B社に名称変更）の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年1月21日、資格喪失日に係る記録を同年2月21日とし、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月1日から同年5月2日までの期間について、厚生年金保険料をC社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月21日から同年5月2日まで

A社又はC社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社、C社及びD社（後に、E社に名称変更）はグループ会社で、グループ会社間の異動はあったが継続して勤務していた。一部期間の給与支給明細書、給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録により、平成6年4月30日にD社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社において申立人と同日の同年5月2日に資格を取得していることが確認できる同僚の「申立人は申立期間も継続して勤務していた。」との供述、株式会社A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日がいずれも21日であること、申立人が同年2月の同社の給料支給明細書と同年4月のC社の給与明細書を保有していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち同年1月21日から同年2月20日まではA社、同年2月21日から同年5月1日まではC社に

勤務していたと推認できる。

また、A社については、申立人の同社の平成4年1月の給料明細書により、厚生年金保険料が翌月控除と考えられるところ、6年2月の同社の給与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、同年1月の保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、平成6年1月の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主から回答は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の平成6年1月に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

また、平成6年4月のC社の上記給与明細書により、申立人は、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年3月の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成6年4月の標準報酬月額については、申立人は当該月の保険料控除額を確認できる給与明細書を保有していないが、C社に係る源泉徴収票から算出した報酬月額に見合う標準報酬月額は30万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は36万円であることが確認できることから、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成6年3月及び同年4月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社の元事業主は不明としているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は、いずれも同年5月2日で一致していることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

2 申立人がC社に勤務していた期間（平成6年2月21日から同年5月2日まで）のうち、同年2月については、同社の同年4月の給与明細書の「年間社会保険料」欄に

は、1か月の保険料控除額（同年3月の厚生年金保険料）が記載されていることから、同年2月の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がC社に勤務していた期間のうち、平成6年2月21日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合（現在は、B組合）における資格喪失日に係る記録を昭和34年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月31日から34年1月1日まで

A組合に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合の施設の運営を委託されているC会への勤務替えはあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB組合から提出された申立人の人事記録から判断すると、申立人は、A組合に継続して勤務し（昭和34年1月1日に同組合からC会に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における昭和33年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料を保存していないため不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和34年1月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを33年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和42年10月から44年10月までは6万円、同年11月から46年9月までは10万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から46年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より低い。同社設立以来、経理事務は代表者である自分が行っており、給与計算も行っていたが、報酬月額を下げた記憶は無く、厚生年金保険の標準報酬月額は最高等級であったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、昭和40年5月から42年9月までは6万円であったものが、申立期間の同年10月から46年9月までは2万円と記録されていることが確認できる。

しかし、A社に係る昭和42年当時の事業所別被保険者名簿では、同年10月の定時決定により、申立人の標準報酬月額は2万円と記録されているところ、43年2月の書換え後の被保険者名簿では、42年10月の定時決定の「2万円」が二重線で消され、「10万4,000円」と記載されていることが確認できる。

また、書き換え後の上記被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」欄において、申立人の標準報酬月額は、昭和43年10月、44年10月及び45年10月の定時決定では変更が無いことが確認できる。

一方、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級は、厚生年金保険法により、昭和42年10月から44年10月までは6万円、同年11月から46年9月までは10万円とされている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る厚生年金保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められ、事業主は、申立人が主張する

標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、昭和42年10月から44年10月までは6万円、同年11月から46年9月までは10万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成16年8月2日は77万9,000円、同年12月28日は75万9,000円、17年8月1日は82万円、同年12月22日及び18年7月28日は79万9,000円、同年12月26日は96万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月2日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月28日
⑥ 平成18年12月26日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。一部期間の賞与支払明細書及び家計簿の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、⑤及び⑥について、申立人から提出のあった家計簿の写し、賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 8 月 2 日は 77 万 9,000 円、同年 12 月 28 日は 75 万 9,000 円、17 年 8 月 1 日は 82 万円、18 年 7 月 28 日は 79 万 9,000 円、同年 12 月 26 日は 96 万 5,000 円とすることが妥当である。

次に、申立期間④について、申立人及びA社は賞与支払明細書を保有していないが、申立人は申立期間⑤と同額の賞与を支給されたと記憶しているところ、申立人から提出された家計簿の写しには、申立期間⑤と同額の賞与支給額が記録されていることが認められる。

また、A社は、申立期間④の賞与額として申立期間⑤と同程度の賞与を支給し、保険料を控除していた旨回答しているところ、同社において申立期間④に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚から提出のあった賞与支払明細書では、申立期間⑤と同額の賞与が支給され、同額の保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、申立期間④の標準賞与額については、申立期間⑤に係る賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、79 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額と比べ低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した平成6年1月1日より後の同年2月1日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定に係る記録を取り消し、遡って36万円に減額訂正されていることが確認できる上、同日付けで、申立人同様に標準報酬月額が減額訂正されている者がほかに12人確認できる。

このことについて、A社の元代表取締役等に照会したが、住所不明で回答が得られず、当時の厚生年金保険の手続について確認することができない。

また、A社の元経理担当取締役は、「平成3年頃から経営が悪化し資金繰りが厳しくなり、5年には店舗閉鎖や給与の遅配などがあり、他の取締役や従業員が退職した。また、社会保険料の納付が遅れ、度々社会保険事務所から指摘されていた。」と供述している。

なお、上記取締役は退職後に自らの標準報酬月額が実際の支給額よりも大幅に引き下げられていたため、事業主に申し出て元の標準報酬月額に戻す手続をしてもらった旨供述しているところ、オンライン記録により当初50万円と記録されていた標準報酬月額が、平成6年2月1日付けで4年1月に遡って30万円に減額訂正されたものが、6年6月30日付けで当初の記録に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元営業担当取締役は、「経理担当取締役の退職後は、社会保険事務は

事業主が会計事務所と相談して直接担当しており、平成5年から6年当時、社会保険料の滞納処理についても事業主が社会保険事務所とやり取りしていたことを覚えている。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は、年金額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 5 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳において確認できる保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、また、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 4 月について、上記給与支給明細書及び賃金台帳から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員台帳及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日にA社C支店において資格を喪失し、同日に同社本店で資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社C支店における被保険者資格喪失日を昭和 50 年 4 月 1 日として社会保険事務所に届出を行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成18年5月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年8月1日から20年4月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成18年12月31日は24万円、19年7月3日は34万3,000円、同年12月27日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年4月1日から20年4月1日まで
② 平成18年12月31日
③ 平成19年7月3日

④ 平成19年12月27日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違し、申立期間②、③及び④の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、訂正後の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち平成18年5月から20年3月までの期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月について、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（19万円）よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間②、③及び④については、上記源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間②は24万円、申立期間③は34万3,000円、申立期間④は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から12年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与より低く記録されているので、実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。
（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち、平成7年10月から9年3月までの標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたものが、同年4月18日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正する処理が行われており、申立人のほか13人の標準報酬月額も同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役の一人は、会社の業績は悪く、厚生年金保険料の滞納があったとしており、当時の経理担当者も会社の経営状況は大変で、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から督促があったとしている。

一方、A社の商業登記簿謄本に申立期間における申立人の氏名は確認できないところ、

同社の代表取締役の一人は、「申立人は倉庫作業をする一般作業員として勤務していた。」としており、もう一人の代表取締役は、「申立人は、社会保険の手続に関与することは無かった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の平成7年10月から9年9月までに係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、22万円に訂正することが必要である。

なお、前述の訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成9年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、前述の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成9年10月から12年7月までについては、申立人から提出された11年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険受給資格者証によれば、当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額は、当該源泉徴収票における保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた同僚が年金記録確認B地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が提出を受けたとするほかの同僚が所持する平成9年10月1日の定時決定以降の給与明細書によれば、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前に記録されていた8年10月の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の平成9年9月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかどうか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年8月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月15日から40年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、役員としてC本社からB工場に異動したが、定年退職するまで継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びA社を商号変更したD社代表清算人の回答等により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年3月15日に同社C本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和39年3月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年8月までは6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社が既に解散しており、同社の代表清算人は、当時の書類が保管されていないことから、社会保険事務所への保険料納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和51年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社C支店から<転勤後事業所名>（別添一覧表参照）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和51年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件6件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	申立 月数	転勤前 事業所名	転勤後 事業所名	社会保険事務所の 記録上の資格喪失日	正しい 資格喪失日	標準報酬月額
16159	男		昭和6年生		昭和51年3月31日 ~ 昭和51年4月1日	1	C支店	F支店	昭和51年3月31日	昭和51年4月1日	20万円
16160	男		昭和13年生		昭和51年3月31日 ~ 昭和51年4月1日	1	C支店	D支店	昭和51年3月31日	昭和51年4月1日	20万円
16161	男		昭和13年生		昭和51年3月31日 ~ 昭和51年4月1日	1	C支店	E支店	昭和51年3月31日	昭和51年4月1日	20万円
16162	男		昭和18年生		昭和51年3月31日 ~ 昭和51年4月1日	1	C支店	F支店	昭和51年3月31日	昭和51年4月1日	20万円
16163	男		昭和17年生		昭和51年3月31日 ~ 昭和51年4月1日	1	C支店	F支店	昭和51年3月31日	昭和51年4月1日	20万円
16164	男		昭和16年生		昭和51年3月31日 ~ 昭和51年4月1日	1	C支店	本社	昭和51年3月31日	昭和51年4月1日	20万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和42年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月20日から同年11月9日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年10月20日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和40年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月30日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和55年10月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和55年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和55年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に社内の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「異動歴・キャリア情報」等（A社が作成）、A社から提出のあった申立人に係る「従業員台帳」その他の人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務し（昭和51年2月1日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和50年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年11月20日、資格喪失日に係る記録を同年12月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月20日から同年12月4日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社D支店から異動後の申立期間は、同社E支店の開店前で、同支店の開設準備員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（同社D支店から同社E支店開設準備員として異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社E支店は、昭和42年12月4日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

しかし、B社の担当者は、「当時、A社では、同社E支店の開設準備員として勤務していた従業員については、同社同支店が開店するまでの期間は、同支店の所在地の母店である同社C支店において在籍扱いとしていたものと思われる。」旨供述している。

また、申立人と同様、「自分は当時、A社E支店の開設準備員であった。」旨供述している複数の従業員については、オンライン記録では、いずれも、昭和42年12月4日にA社E支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間は、同社C支店において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間における申立人の被保険者記録は、A社C支店において有することが相当である。

したがって、申立人のA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日を同社D支店における資格喪失日である昭和42年11月20日、資格喪失日を同年12月4日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和42年10月及び同社E支店における同年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと考えるとしている。しかし、申立期間についてA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間前後に同社同支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に係る整理番号は連続しており、かつ、欠番が無いことから、申立人に係る上記原票は確認できないものの、申立人の記録が欠落したものは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。これらのことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から5年9月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年10月31日）の後の6年4月27日付けで、3年10月に遡って、申立期間について8万円へと減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記標準報酬月額の減額処理は、上記謄本によりA社がB地方裁判所の破産宣告を受けたことが確認できる平成6年3月*日の後に行われており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることとなる。

また、上記破産管財人は、「当時のA社に係る資料を保存していないものの、同社の破産後、代表取締役は出社せず、同社の代表者印は自分が管理していた。」旨供述している。

さらに、A社における当時の他の取締役及び社会保険事務担当者は、「申立人は社会保険事務には関わっておらず、当該事務の執行権限を有していなかった。」旨供述して

いる。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額が減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和 23 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 8 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社工場間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る人事記録、事業主の回答及び同社に勤務していたとする当時の状況についての申立人による具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和 23 年 5 月 1 日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及びオンライン記録では、申立人は、昭和 22 年 8 月 1 日に同社本社における被保険者資格を喪失してから、23 年 5 月 1 日に同社C工場において資格を取得するまでの申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社B工場は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、申立期間より前にA社B工場に勤務していたと申立人が供述している昭和 20 年 4 月から同年 8 月までの期間については、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び旧台帳において、申立人の被保険者記録は同社本社において継続

していることが確認できることから、申立期間における申立人の被保険者記録も、同様に同社本社において引き続き有することが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 22 年 7 月及び同社C工場における 23 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としている。しかしながら、事業主から提出のあった厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えにより、事業主が社会保険事務所に対して、昭和 22 年 8 月 1 日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 23 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格喪失日に係る記録を昭和22年11月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月30日から同年11月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も同社に継続して勤務しており、また、会社からの在籍証明書等を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻及び子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「在籍証明書」（B社が作成）、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（同社C事務所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事記録では、上記申立人に係る異動日は昭和23年3月1日と記載されており、申立人が申立期間にA社C事務所に勤務していたことが確認できることから、申立人の同社同事務所における資格喪失日を、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において確認できる申立人の資格取得日と同日の22年11月7日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事務所における昭和22年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年6月20日）及び資格取得日（昭和35年2月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和34年6月から同年9月までの期間は6,000円、同年10月から35年1月までの期間は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月20日から35年2月8日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に退職したり、休職していたことは無く、同社に勤務中は、ずっと同じ縫製工場で縫製作業に携わっていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和31年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、34年6月20日に資格を喪失後、35年2月8日に同社において再度資格を取得しており、34年6月から35年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が氏名を挙げた同僚（昭和34年8月10日資格取得、36年2月16日資格喪失）は、「A社には、申立人の紹介を受けて入社した。申立人とは、私が入社してから退社するまで、同じ縫製工場と一緒に勤務していた。申立人の年金記録が途中で抜けるような事情は思い当たらない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間を含む前後の期間に被保険者となっている従業員12人に照会したところ、7人から回答があり、そのうち一人の従業員は、「私は、縫製工場の作業員の指導役のような立場で、申立人とはずっと同じ縫製工場に勤務していた。申立人はとても真面目な人で、途中で一度辞めたり、休職したり、勤務時間が短くなったり、日数が減ったりしたことは無かったように記憶している。申立人が厚生年金保険の資格を喪失するような事情は思い当たらな

い。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。また、当該従業員の厚生年金保険加入記録は、申立期間においても継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び昭和33年10月の定時決定時に、申立人と同様の等級であった従業員の標準報酬月額の推移から判断して、34年6月から同年9月までの期間は6,000円、同年10月から35年1月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和42年2月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年6月から35年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<申立期間>（別添一覧表参照）は<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間> (別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細表において確認できる保険料控除額から<申立期間>（別添一覧表参照）は<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂

正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件9件(別添一覧表参照)

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16179		男	昭和35年生		平成15年10月31日	41万 円
					平成15年12月7日	88万 円
					平成16年7月7日	90万 6,000円
					平成16年12月7日	93万 1,000円
16180		男	昭和49年生		平成15年10月31日	50万 4,000円
					平成15年12月7日	50万 4,000円
					平成16年7月7日	58万 7,000円
					平成16年12月7日	57万 2,000円
					平成17年7月7日	28万 5,000円
					平成17年9月30日	27万 8,000円
					平成17年12月7日	55万 7,000円
					平成18年7月7日	28万 5,000円
					平成18年12月8日	55万 7,000円
					平成19年7月9日	61万 円
16181		男	昭和41年生		平成15年10月31日	58万 6,000円
					平成15年12月7日	78万 2,000円
					平成16年7月7日	84万 4,000円
					平成16年12月7日	82万 2,000円
					平成17年7月7日	41万 5,000円
					平成17年9月30日	40万 4,000円
					平成17年12月7日	80万 9,000円
					平成18年7月7日	41万 5,000円
					平成18年12月8日	81万 円
					平成19年7月9日	85万 2,000円
					平成19年12月7日	88万 7,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16182		男	昭和42年生		平成15年10月31日	39万 6,000円
					平成15年12月7日	66万 1,000円
					平成16年7月7日	64万 9,000円
					平成16年12月7日	63万 2,000円
					平成17年7月7日	31万 5,000円
					平成17年9月30日	30万 7,000円
					平成17年12月7日	61万 6,000円
					平成18年7月7日	31万 5,000円
					平成18年12月8日	61万 6,000円
					平成19年7月9日	73万 1,000円
					平成19年12月7日	73万 1,000円
					16183	
平成15年12月7日	40万 9,000円					
平成16年7月7日	43万 4,000円					
平成16年12月7日	42万 2,000円					
平成17年7月7日	21万 1,000円					
平成17年9月30日	20万 6,000円					
平成17年12月7日	43万 3,000円					
平成18年7月7日	25万 1,000円					
平成18年12月8日	42万 2,000円					
平成19年7月9日	51万 5,000円					
平成19年12月7日	51万 5,000円					
16184		男	昭和54年生			
					平成16年12月7日	36万 9,000円
					平成17年7月7日	18万 4,000円
					平成17年9月30日	17万 9,000円
					平成17年12月7日	37万 4,000円
					平成18年7月7日	19万 5,000円
					平成18年12月8日	38万 2,000円
					平成19年7月9日	43万 6,000円
					平成19年12月7日	43万 6,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16185		女	昭和55年生		平成16年7月7日	16万 4,000円
					平成16年12月7日	31万 9,000円
					平成17年7月7日	15万 9,000円
16186		男	昭和47年生		平成19年7月9日	27万 9,000円
					平成19年12月7日	55万 9,000円
16187		男	昭和56年生		平成19年7月9日	18万 2,000円
					平成19年12月7日	36万 4,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C支社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった人事台帳及び同社の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年2月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年5月1日から5年3月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年3月31日から6年5月17日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年5月17日であったと認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年3月から同年9月までは22万円、同年10月から6年4月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年5月1日から6年5月17日まで

A社に勤務した申立期間のうち、一部の期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、一部の期間の標準報酬月額が、報酬月額より低くなっているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年5月から5年2月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、同年3月18日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社について、申立人と同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている者が5人確認できる。

このことについて、A社から社会保険事務手続の委託を受けていた社会保険労務士は、当時、同社は、厚生年金保険料を滞納しており、同社の事業主が社会保険事務所に呼び出され、滞納保険料を納付しない場合は、標準報酬月額の減額訂正に係る届出を提出するように求められていたことを記憶している旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年3月18日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理は、事実上即時のものとは考え難く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該

期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 3 月 31 日から 6 年 5 月 17 日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間に A 社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A 社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 3 月 31 日）の後の平成 6 年 5 月 17 日付けで、5 年 3 月 31 日と遡って記録されていることが確認できる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成 5 年 3 月 18 日付けで減額訂正処理を行った後の随時改定において、同年 10 月から 19 万円と記録されていたが、6 年 5 月 17 日付けで、遡って取り消されていることが確認できる。

さらに、A 社において、申立人と同様の被保険者資格の喪失処理及び標準報酬月額の取消処理が行われている者が上記の 5 人について確認できる。

このことについて、上記社会保険労務士は、上記のとおり、当時、A 社は厚生年金保険料を滞納していたことを記憶している旨供述している。

また、A 社に係る商業登記簿謄本から、同社は、当該期間において法人であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成 6 年 5 月 17 日付けで行われた、申立人の被保険者資格の喪失処理及び標準報酬月額の取消処理について合理的な理由は無く、当該期間の被保険者資格喪失及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、当該処理日である同年 5 月 17 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成 5 年 3 月から同年 9 月までの期間は、上記訂正後の 5 年 2 月の記録から 22 万円、同年 10 月から 6 年 4 月までの期間は、取消前の随時改定の記録から 19 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成2年7月から同年9月までは36万円、同年10月から3年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年4月26日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から同年9月までは36万円、同年10月から3年3月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年4月26日）の後の4年4月8日付けで、遡って8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正処理された者が二人確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は、昭和61年8月31日付けで監査役、平成3年2月28日付けで取締役就任し5年2月18日付けで取締役を退任していたことが登記されていることから、社会保険事務所における減額訂正処理日において取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成3年4月に退職し別の会社に勤務したため、その後の遡及訂正処理については知らない旨供述しており、オンライン記録によると、申立人は、当該減額訂正処理日の前の同年8月5日から、A社とは別の事業所における厚生年金保険の被保険者として記録されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録から当時の従業員に照会した結果、6人が、申立人は営業担当であった旨回答し、そのうち二人は、申立人は社会保険の事務に関与してい

なかった旨回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年4月8日付で行われた、当該減額訂正処理について合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年7月から同年9月までは36万円、同年10月から3年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和42年8月は3万9,000円、同年9月及び同年10月は3万6,000円、同年11月は3万9,000円、同年12月は3万3,000円、43年1月は3万9,000円、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月から同年6月までは3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月1日から43年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に誤りがある。給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、同社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票から確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できることから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明

細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与支給額から、昭和 42 年 8 月は 3 万 9,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 3 万 6,000 円、同年 11 月は 3 万 9,000 円、同年 12 月は 3 万 3,000 円、43 年 1 月は 3 万 9,000 円、同年 2 月及び同年 3 月は 3 万 6,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存する申立人の昭和 42 年 7 月 1 日の被保険者資格取得時の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における標準報酬月額が 3 万円と記載されていることから、事業主が報酬月額を 3 万円として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和23年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「職歴」、A社から提出された「索引台帳」及び「退社台帳」から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和23年11月1日にA社本社から同社B事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和23年12月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、5,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年10月1日から4年9月1日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年9月1日まで
② 平成4年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、同社には、平成元年1月17日から4年9月30日までシステムプログラマーとして継続して勤務していたのに、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成2年10月から4年2月までは30万円と記録されていたところ、同年3月6日付けで、2年10月に遡って20万円に訂正処理されている上、当該訂正処理が行われた当時、同社の被保険者45人のうち、申立人を含む24人の標準報酬月額が遡って訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の社会保険担当者でもあった当時の代表者は既に死亡していることから、当該事実について確認できず、同社の従業員からも、当該期間当時、申立人の標準報酬月額が当該事実に基づいて減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、A社の複数の元従業員は、「申立人は、当該期間当時、厚生年金保険関係事務及び経理事務に係る職務への関与や影響力が無いシステムプログラマーであった。当時、同社では、多額の負債を抱えていたため、従業員の給与の遅配も相次いでいた。」旨供述している。

さらに、当該訂正処理（平成4年3月6日付け）の後、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年1月31日より後の同年2月17日付けで、申立人の標準報酬月額は、当該訂正処理された過半の期間を含む3年4月から4年8月までについて、20万円が8万円に訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月6日付け及び5年2月17日付けで行われた訂正処理は事実即ちしたものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の2年10月から4年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届けた30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成4年8月31日となっており、オンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している上、同社の複数の元従業員は、「同社において、申立人がいつまで勤務していたか覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社の上記代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②を含む平成4年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月1日から3年3月31日まで
② 平成10年10月1日から13年3月1日まで

A社及B社で経理担当として勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年3月31日より後の同年4月19日付けで、申立人を含む8名の標準報酬月額の記録が2年8月に遡及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は平成2年10月31日に同社の取締役役に就任しているが、3年1月25日に取締役役を辞任しており、上記減額訂正処理日には取締役ではないことが確認できる。

さらに、当時の代表取締役は所在不明で、連絡を取ることができないが、複数の役員は、「申立人を含む取締役には、大きな権限は無く、当社の代表者印は代表取締役が所持していたはずで、最も権限のあった代表取締役が遡及訂正に関与したのではないか。」と供述していることから、申立人は当該減額訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

以上の事実を総合的に判断すると、申立人について、平成2年8月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立期間①の標準報酬月額は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、B社の元事業主は、「会社が倒産したため、当該期間当時の賃金台帳などの資料は一切残っていないが、当時は経営が厳しく、私を含む役員全員の給与を下げた。」と回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、B社の元事業主及び申立人を含む元役員 5 名について、申立期間②の標準報酬月額が従前より下がっていることが確認できるが、連絡先が判明した 2 名の元役員に当該期間の報酬月額を確認できる資料等について照会したものの、所持する者がいないことから、当該元役員から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録では、申立期間②の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年5月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から6年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からの振込みが確認できる総合口座通帳を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち平成5年5月31日から6年8月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年5月31日）の後の平成6年5月6日付けで、5年5月31日に遡って訂正されている上、同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

また、上述のとおり、A社は平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日に資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格を喪失した旨の記録を、6年5月9日付けで訂正されている者が複数存在している上、5年5月31日以降の日付で資格を取得した旨の記録を6年5月6日付けで取り消されている者も複数確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本では、申立人に係る上記処理を行った平成6年5月6日に同社は法人であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る

記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該訂正処理が行われた6年5月6日に訂正することが必要である。

また、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については、当該訂正処理前のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成6年5月6日から同年10月1日までの期間については、A社は既に解散している上、当該期間当時の同社の事業主及び社会保険担当役員から回答が無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、複数の同僚及び従業員並びにA社に係る給与事務等を担当していた同社の関連会社の従業員は、A社が閉鎖となった平成6年5月頃以降は所定の給与の支払及び厚生年金保険料の控除は無かったと思う旨供述している。

さらに、申立人から提出のあった総合口座通帳により、平成6年5月以降もA社から給与の振込みがあったことは確認できるが、振込みの無い月もあるほか、振込日及び振込額に一定性が無く、また、申立人は給与明細書等を保有していないため、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料を同年7月26日に、同年4月から同年7月までの同保険料を同年8月に納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月31日から61年1月16日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された昭和61年2月16日現在と記載された就業人員表では、申立人の退職日が同年1月15日と記録されている上、健康保険組合から提出のあった資料から、申立人の資格喪失日が同年1月16日と記録されていることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和61年1月分の賃金支給明細により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和61年1月16日であり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、申立人がA社から送付されたとして保管していた、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（社会保険事務所（当時）の確認印あり）における資格喪失日が昭和60年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月30日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（平成10年12月1日に同社から同社の親会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成10年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会

保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
私は、町役場で、申立期間の国民年金保険料数万円をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、昭和49年度までの納付状況が記録されている社会保険事務所（当時）の被保険者台帳の44年度欄には「4-3未納」と記載されており、申立期間の44年4月から45年3月までの期間の保険料が未納であったと考えられること、申立人が申立期間当時に居住していた町の国民年金被保険者名簿でも、申立期間の前後の年度欄は「年度完納」と記載されているが、44年度欄は空欄になっており、申立期間の保険料が未納であったと考えられること、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料と大きく相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から59年3月までの期間及び60年4月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から59年3月まで
② 昭和60年4月から62年6月まで

私は、結婚した平成元年に国民年金に加入して、それまで未納だった国民年金保険料を遡って全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成元年10月頃に国民年金の加入手続をして、申立期間の保険料30万円ぐらいを2回に分けて遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は元年7月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分が、申立人が納付したとする時点では申立期間の全部が、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が納付したとする上記金額は、申立期間②直後の昭和62年7月から元年3月までの期間の過年度保険料及び元年4月から2年3月までの期間の現年度保険料の合計金額とおおむね合致することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から平成元年 6 月まで
私の母は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続をし、大学を卒業するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 3 年 7 月頃に払い出され、当該払出時点で過年度納付が可能であった平成元年 7 月分まで遡って納付しており、当該払出時点では申立期間のうち元年 5 月以前の期間が、手帳記号番号払出月の翌月の 3 年 8 月時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年12月まで

私の母は、私が大学を卒業したときに私の国民年金の加入手続をし、父が亡くなった後の平成7年頃まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和51年5月頃に払い出され、申立人は、申立期間直後の昭和50年1月分まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで
私は、会社を退職した昭和47年3月頃に国民年金の加入手続を行い、その後は私の妻が私の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した昭和47年3月頃に国民年金の加入手続を行い、その後は私の妻が私の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時に居住するA区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年3月6日に払い出されていることが確認でき、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和47年3月から同年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。また、前述の手帳記号番号が払い出された昭和50年3月は第2回特例納付の実施期間であるものの、申立人は申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻に連絡することを受け入れないことから、特例納付並びに保険料の納付場所及び納付方法等について確認することができない。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を自分で行った。また、私の元妻は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻は、自身の申立期間の保険料を納付していない。また、未納期間があることを示す申立人の国民年金被保険者台帳が存在していることに加え、同台帳においても申立期間が未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、また、申立人は保険料の納付に関与していない上、申立人は、申立人の保険料を納付したとする元妻に連絡を取ることを受け入れないことから、申立人の申立期間の保険料の納付方法等について確認することができない。

なお、申立人からの年金手帳の提出が無く、調査についての協力を得ることができないことから、申立期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の元妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和41年11月頃に払い出されていることが推認できる上、申立期間以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち昭和36年4月から39年9月までの期間の国民年金保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により遡って納付することができない。その上、申立人は、「その月、その月の保険料を集金人に納付していて、遡って保険料を納付した記憶は無い。」と述べている。

また、オンライン記録によれば、申立人の昭和26年6月から39年10月までの期間は、当初厚生年金保険に加入していたものの、41年1月に脱退手当金が支給されていることが確認できる。このことから、申立人の申立期間のうち36年4月から39年10月までの期間は、オンライン記録において、国民年金に加入していない期間として管理されており、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間当時における保険料額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
私が住み込みで働いていた店の店主は、私の国民年金の加入手続をしてくれた。私の申立期間の国民年金保険料は、私が店主に渡していたので店主が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は2つ払い出されており、1つ目の手帳記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和36年1月11日に払い出されていることが確認できる。しかし、申立人は、「国民年金保険料を店の店主に渡して印紙をもらい、それを国民年金手帳に貼り付けた記憶がある。」と述べているものの、当該国民年金手帳には、申立期間の印紙検認記録は無い上、オンライン記録においても、当該手帳記号番号による申立期間の納付記録は確認できない。

また、2つ目の手帳記号番号は、B区の国民年金手帳払出一覧表によれば、申立期間後の昭和43年6月頃から同年12月頃までの間に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により納付することができない。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする店主が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立人の店主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から同年 8 月まで

私は、会社を退職した昭和 51 年頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の①及び②の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した昭和 51 年頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の①及び②の国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 57 年 5 月 14 日に払い出されていることが確認でき、また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間の①及び②当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間の①及び②は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、まとめて納付したとする保険料の納付金額についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 44 年 9 月まで

私の夫は、私が会社を退職した昭和 41 年 1 月頃にA区役所で私の国民年金の任意加入手続を行ってくれた。私は、国民年金に加入してから夫が会社を退職して事業を始めた 44 年 10 月頃までの期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の夫は、私が会社を退職した昭和 41 年 1 月頃にA区役所で私の国民年金の任意加入手続を行ってくれた。私は、国民年金に加入してから夫が会社を退職して事業を始めた 44 年 10 月頃までの期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人が申立期間において国民年金に任意加入した記録は無く、申立期間当時に居住していたA区において別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。その上、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及びB区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人がA区からB区へ転居した昭和 44 年 10 月頃に払い出されていることが推認できる。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、制度上、保険料を納付することができない期間である。なお、申立人の国民年金の加入手続をしたとする申立人の夫は、同加入手続の状況についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、保険料を納付したとする申立人からは、諸事情により、保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 50 年 4 月まで

私は、16 歳ぐらいから職人として店に住み込みで働いていた。店の社長は、私が 20 歳になった昭和 45 年*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「店の社長は、私が 20 歳になった昭和 45 年*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人には、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の手帳記号番号から基礎年金番号が付番されていることが確認できるものの、国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、「働いていた店を辞めるときに国民年金手帳を受け取った記憶は無い。」と述べており、申立期間当時に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料を給与から差し引かれていた。」と述べているが、このことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする店の社長は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、前述の工務店の社長が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

私の母は、私が短大生だった昭和 61 年 7 月に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が短大生だった昭和 61 年 7 月に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 4 年 1 月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月
② 昭和 56 年 9 月から同年 11 月まで

私は、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成4年11月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人は、「現在所持している手帳は1冊のみであり、ほかの手帳を所持したことは一切ない。」と述べていることから、申立期間の①及び②当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の国民年金保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により納付することができない。

さらに、申立人の申立期間の①及び②の期間に係る国民年金の被保険者資格取得及び喪失の記録は、オンライン記録によれば、申立人の手帳記号番号が払い出された時期である平成4年11月25日に追加されることにより整備された記録であることが確認できる。これらのことから、申立期間の①及び②は、当該資格の得喪記録が追加される前の時点においては、国民年金に加入していなかった期間であり、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、「申立期間当時の加入手続の場所並びに保険料の納付方法及び納付金額を全く覚えていない。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 48 年 12 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 45 年*月に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私の申立期間の国民年金保険料は、私が当時学生であったため、母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になった昭和 45 年*月に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私の申立期間の国民年金保険料は、私が当時学生であったため、母が納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が主張する昭和 45 年*月ではなく、50 年 1 月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情は見受けられない。

また、申立期間のうち、昭和 45 年 9 月から 47 年 9 月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い保険料を納付してくれたとする母は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から同年12月まで
私は、平成15年3月末に厚生年金保険の適用事業所を退職後、第3号被保険者となるまでの期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料は申立期間当時に居住していた区出張所で納付していたと説明しているが、市区町村における保険料の収納事務は、平成14年4月に国に移管されており、申立期間当時は区出張所で保険料を納付することができないほか、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金に未加入であったため、平成15年6月26日に国民年金の加入手続勧奨が行われ、第1号・第3号被保険者取得勧奨の対象者一覧表が作成されたことがオンライン記録で確認できるものの、申立人が第3号被保険者となる16年1月14日までに国民年金の加入手続が行われた記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができないほか、申立人は会社を退職後に国民年金の加入手続を行った記憶は無いと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10375 (事案 4399 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 55 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 55 年 10 月まで

私は、会社を退職した昭和 51 年 3 月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を交付された覚えがないと説明しており、加入手続や保険料の納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 12 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立期間の保険料を納付していたと主張するものの、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明がなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10376 (事案 3273 及び 7498 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 45 年 2 月まで

私は、区役所で昭和 43 年 3 月と 44 年 3 月の 2 回、それぞれ 1 年分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 9 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、申立期間中の昭和 43 年 3 月と 44 年 3 月にそれぞれ 1 年間分の保険料を一括納付した記憶があり、いずれの納付時にも 1 年間分の保険料を一括納付するために自身の月給の 3 か月分程度を準備しその中から納付したと説明しているが、その金額は当時の保険料額と大きく相違するほか、申立人は申立期間当時に国民年金手帳は渡されなかったと説明しているが、その当時は現年度保険料の納付は年金手帳への印紙検認方式により行われていたなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、当委員会における口頭意見陳述の結果からも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとして、平成 22 年 5 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないとして再々度の

申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明はなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで

私は、同じ社宅に住んでいた集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注)申立人は、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は申立期間後の昭和42年10月から45年3月までの期間及び45年10月から47年3月までの期間の合わせて48か月を特例納付していることが特殊台帳で確認でき、これにより60歳となるまでの保険料を納付した場合の納付済み月数が173か月となり受給資格期間を満たすこと、特殊台帳では申立期間は未納とされており、申立人は、受給資格を得るために必要な月数の保険料を特例納付したと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から46年9月まで
② 昭和46年10月から52年9月まで

申立期間①については、私の母が兄の国民年金保険料と一緒に納付をしているはずである。申立期間②については、私の妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は20歳到達時の昭和42年*月頃に国民年金の加入手続を母親が行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は53年7月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する53年7月に払い出された国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、前述の手帳記号番号払出時点で昭和51年4月から52年9月までの期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、52年7月から同年9月までの保険料は55年4月10日に時効消滅後の納付であることを理由に還付されていることが還付整理簿により確認できる。また、46年10月から51年3月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出時点では時効により保険料を納付すること

ができない期間であるほか、申立人の妻は、申立人の母親から申立人の国民年金手帳を渡された記憶や転居手続きのときに役所に手帳を持参した記憶は無く、現在所持する 53 年 7 月に払い出された国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から同年11月まで
私は、会社を辞めた昭和47年5月頃に国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は会社を辞めた昭和47年5月頃に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の48年12月20日頃払い出されていること、当該払出時点では申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしていること、申立人は申立期間の保険料の納付方法及び納付金額の記憶が曖昧であること、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫も申立期間の自身の保険料は未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 59 年 12 月まで
私の父は、私が昭和 55 年 1 月に会社を退職した後に国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 61 年 12 月頃に払い出されており、申立人の父親は、当該払出時点で過年度納付することが可能な 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付しているものの、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
私は、昭和56年4月頃に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付金額に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和59年5月頃に払い出され、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能な57年4月から59年3月までの期間の保険料を納付しているものの、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から59年3月まで

私の元夫は、昭和52年頃、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする元夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年10月頃に払い出されており、オンライン記録によると、申立人は申立期間より後の62年5月31日に被保険者資格を取得していることが確認できるため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 2 月又は同年 3 月頃に、A市のB区役所で国民年金の加入手続を行い、同年 9 月頃に同区役所で申立期間を含む 56 年 2 月から 60 年 8 月までの期間の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 61 年 7 月から 9 月頃に払い出されたものと推認でき、また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「昭和 60 年 9 月頃に、B 区役所で、申立期間を含む 56 年 2 月から 60 年 8 月までの期間の保険料を一括して納付した。」と主張しているが、前述の手帳記号番号の払出しの 7 月から 9 月の時点において、申立期間の保険料は過年度納付の扱いとなり、B 区役所の担当者は、「過年度の保険料は納付書により金融機関で納付してもらっており、区役所では収納していなかった。」と回答していることから、申立人の申立内容に整合性が見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人が主張する昭和 56 年 2 月から 60 年 8 月までの期間に係る保険料の納付金額は、当該期間の保険料額と相違する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当

たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私の母は、昭和 50 年 4 月頃に私と私の姉の国民年金の加入手続を一緒に行い、姉妹二人の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和 50 年 4 月頃に私と私の姉の国民年金の加入手続を一緒に行い、姉妹二人の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及びA区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 53 年 4 月 20 日に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の申立期間直後の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、前述の手帳記号番号の払出しの直後において、遡って納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の母が申立人と一緒に加入手続を行い保険料を納付してくれていたとする申立人の姉は、オンライン記録によれば、婚姻後の住所において申立人とは別に、昭和 53 年 4 月に任意加入していることが確認できる。その上、姉の保険料は、同記録によれば、申立期間は納付されておらず、昭和 53 年 4 月から納付されていることが確認できる。これらのことから、申立人の姉は、申立期間当時において国民年金に加入しておらず、申立人の姉の申立期間に該当する期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、

確定申告書等の関連資料が無く、申立人は自身の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母から当時の状況を直接聴取することが困難であるため、当時の保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 55 年 3 月まで

私の夫は、「子供も生まれだし、国民年金の加入は義務だから。」と言って、昭和 51 年 12 月頃、A 区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月金融機関で納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及びA区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 51 年 12 月頃にA区において払い出されていることが確認でき、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする夫は、当該期間の保険料を納付済みである。

しかしながら、申立人は、「保険料は、夫が納付してくれていたと思う。」と述べるのみで、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の具体的な納付場所等に関する記憶が無い。その上、申立人の保険料を納付していたとする夫は既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

また、申立人の申立期間の納付記録は、オンライン記録によれば、未納となっており、昭和 58 年 6 月以降居住しているB区の年度別納付状況リストにおいても、申立人の申立期間の保険料が納付されたことを示す記載はないことが確認できる。さらに、申立人の国民年金における納付開始年月は、オンライン記録及びB区の年度別納付状況リストによれば昭和 55 年 4 月であることが確認できる。

その上、申立期間は 40 か月であり、これほどの期間にわたり、行政側が、申立人の保険料の収納事務及び記録管理に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

加えて、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

なお、前述の払出簿によると、申立人が昭和 55 年 2 月 28 日に払出時の住所である A 区から新住所の C 区に転出した記載があり、また、転入後の住所地である C 区において 55 年 3 月 19 日付けで「転入者台帳整理カード」が作成されていることが確認できる。このことから、申立期間後の新住所である C 区において、昭和 55 年度の国民年金の納付書が作成され、送達が行われた納付書により申立人の夫が 55 年 4 月から申立人の保険料を納付し始めた可能性も考えられる。

このほか、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 59 年に離婚して母子家庭となり経済的に困窮していたため、昭和 59 年度から、毎年、国民年金保険料の免除申請を行っていた。免除申請は毎年行う必要があるが、母子手当の支給を受けるために 4 か月ごとに区役所に行っていたため、そのときに、申立期間の①、②及び③の免除申請の手続を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母子手当の支給を受けるために 4 か月ごとに区役所に行っていたため、そのときに、申立期間の①、②及び③の国民年金保険料の免除の申請手続を行った。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の①直後の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の保険料については、昭和 60 年 10 月 1 日に保険料納付の免除を申請し、申立期間の②直後の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの期間の保険料については、昭和 61 年 10 月 9 日に保険料納付の免除を申請していることが確認できる。また、申立期間当時、免除期間の始期は申請日の属する月より前の基準月（納期限が経過していない月）とされている。これらのことから、申立期間の①及び②は、昭和 60 年 10 月 1 日及び昭和 61 年 10 月 9 日に保険料納付の免除を申請した時点において、申請による保険料納付の免除を受けることができない期間である。

さらに、申立期間の③について、保険料納付の免除を申請したことをオンライン記録で確認することができない上、申立人は、保険料納付の免除申請手続に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①、②及び③の保険料の免除を申請し、保険料の納付義務を免除されたことを示す関連資料が無い。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、私が 20 歳になった昭和 48 年頃に、親から勧められて自身の国民年金の加入手続を A 市役所で行った。その際、市の職員に自分が無職のため国民年金保険料を納付できない旨を相談したところ、同職員に、「後で追納できるから保険料の免除申請をしなさい。」と言われ、加入手続とともに申立期間の保険料の免除申請を行った。その後、私は、毎年、保険料の免除申請を行った。私の申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 48 年頃に国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金保険料の免除申請をし、その後、毎年、保険料の免除申請を行った。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 52 年 11 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点よりも前の期間であり、制度上、申請による保険料納付の免除を受けることはできない。

また、申立人の所持する領収証書によると申立期間直後の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は、時効期限直前である 54 年 7 月 30 日に納付されていることが確認できることから、無職であり納付ができないため申立期間の保険料納付の免除を申請していたとする申立人が、申立期間に続く期間については同申請を行わなかったとすることは不自然であると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料納付の免除を申請していたことを示す関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料納付の免除を申請したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から61年3月まで
② 平成10年6月から13年4月まで

私が婚姻した昭和46年11月以降の私の国民年金保険料の納付については、私の妻に一任していたが、申立期間の①の10年間も私の妻が私の保険料を納付していなかったとは考え難い。また、平成10年分の確定申告書の社会保険料控除欄に金額が記載されているので、申立期間の②についても、私の妻は、私の保険料を納付していたはずである。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人と婚姻した昭和46年11月頃に払い出されていることが推認できるが、申立期間の①の大部分の期間における申立人の妻の保険料は、申立人と同様に、納付されていない。

また、申立人が居住するA市の年度別納付状況リストによると、当該リストが作成された昭和59年5月10日の時点において、51年4月から59年4月までの期間における申立人の保険料は納付されていない上、申立人は、申立期間の①当時に居住する住所において、不在者を意味する「フザイ」の記録が確認できる。

申立期間の②について、申立人が所持する平成10年分の確定申告書の控えの社会保険料控除欄には金額が記載されているが、申立人から当該控除額の内訳が記載された書類が提出されていないため、申立人に記載内容を確認したところ、「確定申告書には、社会保険料控除額の内訳は記載されていない。」と述べている上、当該確定申告書を作成した税理士の連絡先が不明のため、当時の納付状況を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の第1号被保険者資格取得の勸奨事象発生日を平成10年6月1日とする勸奨関連対象者一覧が12年2月21日に作

成されており、当該一覧の作成時点において、申立期間の②は、国民年金に加入していない期間であることが確認できることから、申立期間の②は、制度上、保険料を納付することができない期間である。なお、オンライン記録によると、申立人の妻及び長女は、申立人が代表取締役であった会社における厚生年金保険の資格を平成 10 年 6 月に喪失した後の申立期間の②において、国民年金に加入しておらず、申立人と同様に、申立人の妻及びその長女に係る国民年金の第 1 号被保険者資格取得の勸奨事象発生日を平成 10 年 6 月 1 日とする勸奨関連対象者一覧が作成されている。

さらに、申立人が所持する領収証書によると、申立期間の②直後の平成 13 年 5 月から 15 年 8 月までの期間の保険料は、同年 6 月 30 日に納付されていることが確認できる。このことについて、申立人は、「期間が足りない指摘されたので、自分で納付した。」と述べている上、申立人の厚生年金保険の加入月数及び国民年金保険料の納付済月数の合計は受給資格期間におおむね一致する 305 か月である。これらのことから、申立期間の①及び②は、申立人が保険料を納付した 15 年 6 月 30 日の時点において、保険料が未納とされている期間であったものと考えられる。

加えて、前述の確定申告書の控えを除き、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の①及び②の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年3月まで
私は、国民年金の加入手続をしたとき、母に勧められて付加保険料の納付を申し出て、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時に付加保険料の納付を申し出たと説明しているが、申立人が当時国民年金の加入手続をしたとする市の国民年金被保険者名簿では、申立期間のうち昭和49年12月から52年3月までの各月欄は定額保険料の金額のみが記載されていること、申立人が現在所持している年金手帳の国民年金の記録欄には「附加53年4月より」と記載されており、付加保険料の納付開始月が53年4月であることが確認できることなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から55年5月まで

私は、昭和52年7月に転入した区の出張所で国民年金の加入手続を行った際、厚生年金保険の被保険者になったときに交付された年金手帳に国民年金の資格取得記録を記載してもらった。国民年金保険料は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和52年7月に転入した区で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年5月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年5月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年5月から平成2年5月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、元夫が、毎月集金に来ていた取引銀行の担当者を通じて納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする元夫は、当時、夫婦共に国民年金には加入しておらず保険料を納付していなかったと説明していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年8月頃に払い出され、当該払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできないこと、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10401

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後に国民年金への切替手続きを行ったが、専門学校へ通い始めたため収入が無く、国民年金保険料は納付しなかった。後で、未納となっていた期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時は保険料を納付しておらず、後で、申立期間の保険料を納付したと説明しているが、オンライン記録から、申立期間については、平成18年4月13日に資格取得及び資格喪失の記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたことが確認でき、それまでは申立期間は未加入期間のため保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 4 月まで

私は、時期は定かでないが国民年金の加入手続を行い、私の母親が加入前の期間の国民年金保険料を遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 6 月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできないほか、国民年金の加入手続後、申立期間の保険料を遡って納付したとする母親が納付したと説明している保険料額は、当該払出時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の平成元年 5 月から 3 年 3 月までの期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から59年12月まで
私の父は、昭和48年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同居家族の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和48年4月頃に父親が国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は62年4月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間直後の昭和60年1月から3月までの期間の保険料は、納付期限が62年4月であり、当該期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は前述の手帳記号番号による手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 60 年 3 月まで
私の母は、私が学生だった 20 歳のときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を口座振替で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金の加入時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、居住していた区の広報で大学生も国民年金の加入が義務付けられていることを知り、申立人の加入手続きを行ったと説明しているが、20歳以上の大学生が国民年金に強制加入とされたのは平成3年4月であり、申立期間は大学生が任意加入とされていた時期の未加入期間であることから保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人及びその母親は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人と同じく、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の妹も大学生の期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 3 月の国民年金保険料については、学生納付特例により免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月

私は、自宅に来た社会保険事務所（当時）の職員から学生納付特例の説明を受け、平成 20 年度と 21 年度の申請書を「4 月中に郵送するように。」と言われて、送付先の住所が記載された封筒と一緒に渡された。説明されたとおりに 4 月 30 日に申請書を投函したにもかかわらず、20 年度分の申請書が受理されず、申立期間が学生納付特例期間とされず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料に係る国民年金学生納付特例申請書を、平成 21 年 4 月 30 日付けで作成して社会保険事務所に送付しているものの、押されている受理印から、社会保険事務所では平成 20 年度の学生納付特例申請の受付期限である平成 21 年 4 月 30 日を過ぎた同年 5 月 7 日に受理していることが確認できる上、当該申請書は、受付期限を過ぎている旨を通知する同年同月 8 日付文書とともに申立人に対して返送されているなど、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について学生納付特例により免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで
私は、会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民健康保険の加入
手続と併せて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を口座振替により納付して
きた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、口座振替に係る手続及び保険料の納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和54年9月から55年3月まで厚生年金保険に任意継続加入したことにより、老齢厚生年金の受給資格期間240か月を満たしたため、申立期間は旧国民年金法の規定に基づき任意加入適用期間となっている上、申立人が所持する年金手帳によると、申立人の初めて被保険者となった日は、新国民年金法が施行された申立期間直後の61年4月1日とされていることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から58年9月まで
父は、昭和55年か56年頃、私の国民年金の加入手続きを行い、その翌月頃に未納だった国民年金保険料20数万円を遡って納付し、その後は、私が結婚するまで保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親は、昭和55年か56年頃加入した際に保険料20数万円を遡って納付したと説明するが、当該納付を55年10月までに行った場合、申立期間の初めの53年8月まで遡って保険料を納付することは可能であるものの、その場合の保険料額は納付したとする金額と大きく異なる。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年11月時点から、申立期間直後の時効期間内の保険料は全て遡って納付されていることは確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、父親が保険料を納付していたとする申立人の弟は、手帳記号番号が61年3月に払い出され、時効期間内の保険料が全て遡って納付されているが、20歳に達した55年*月から58年12月までの保険料は未納となっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年1月まで

私は、会社退職後の昭和60年7月頃に、国民年金の加入手続を行い、再就職先が決まる61年1月までの期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所、保険料の納付場所、納付額及び納付方法の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在、上記手帳記号番号が記載され、昭和63年11月4日に交付されたオレンジ色の国民年金手帳及び同色の厚生年金手帳各1冊を所持しているが、両年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明している上、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 2 年 3 月まで

私は、20 歳のときには国民年金に加入していなかったが、国民年金保険料を遡って納付できるのは 2 年間と聞いていたので、22 歳になる前に国民年金の加入手続きを行い、毎月遡って保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成 3 年の 22 歳になる前に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 4 年 4 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち 2 年 2 月以前の期間が、払出月翌月の 4 年 5 月時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の 2 年分の保険料を毎月遡って納付したとする説明は、申立期間直後の 2 年 4 月から 4 年 3 月までの期間の保険料をおおむね毎月過年度納付したことが確認できるオンライン記録と合致していること、申立人は、加入手続きをした際に受領した年金手帳を紛失し、現在、再交付された手帳を所持しているが、これらの手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月

私の国民年金は、私が平成元年6月まで勤めていた会社が加入手続をしてくれ、その後に勤めた会社が国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同月25日に資格喪失していることから、当該資格喪失日以降月末までの期間は、国民年金の被保険者期間となり、申立てに係る国民年金保険料の未納期間となっている。

申立人が平成元年7月に勤めていた会社が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人は、元年6月まで勤めていた会社が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人が所持する当該会社から受け取ったとする年金手帳には、厚生年金保険の記号番号の記載はあるものの、国民年金の記号番号の記載は無く、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いこと、申立人は、同年7月に勤めていた会社を辞める際、「社会保険料は払った。」と言われたことから、当該会社が国民年金保険料を納付してくれたと思うとしているが、当該社会保険料とは上記厚生年金保険の被保険者期間に係る保険料と考えられ、当該月の厚生年金保険料は納付されていること、オンライン記録から、申立期間に係る同年7月25日の資格取得及び同年8月1日の資格喪失は17年5月19日に追加されていることが確認でき、当該記録追加時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 15 日から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、従業員の供述から判断すると勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 34 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散している上、事業主は連絡先が不明であることから申立期間①及び②の厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員に、その日より前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除及び資料について照会したが、情報は得られない。

加えて、昭和 35 年 1 月 1 日にA社において被保険者資格を取得した従業員からも申立人に関する情報は得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16112 (事案 2024 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 38 年頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務が確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 37 年 6 月 1 日から同年 6 月 27 日までの期間は厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、その前後の期間について、A社は、当時の資料が残されておらず、当時の従業員もいないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明としており、また、同社の従業員 2 名は申立人を記憶しているものの、勤務期間については不明であると供述していることから、申立期間における保険料控除を確認することができなかつたとして、平成 21 年 5 月 13 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間にA社に勤務していたことは確かであるとして、再申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月31日から36年8月5日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、当時の社長及び事務担当者は既に死亡しており、資料も破棄しているため、厚生年金保険の取扱いについて不明としている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同日の昭和36年8月5日に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、自身の入社日は35年2月から同年4月であった旨供述しており、入社から被保険者資格の取得までおおむね1年半の期間があり、さらに、申立人が記憶している同僚は「6か月の試用期間後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、同社従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 21 日から 50 年 1 月 21 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた従業員の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び社会保険事務担当者も所在不明又は死亡しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間当時のA社の顧問税理士は、申立人を記憶しておらず、当時の資料を保管していないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 45 年 3 月 6 日に被保険者資格を取得した後、49 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失し、50 年 1 月 21 日に再度、被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人に係る標準報酬月額については、被保険者資格の喪失時（昭和 49 年 8 月 21 日）に 7 万 2,000 円と記録されていたが、5 か月後の被保険者資格の再取得時（昭和 50 年 1 月 21 日）には 16 万円と大幅に増額されており、同社では申立人以外にこのような大幅な標準報酬月額の引上げが行われた記録は確認できないとしていることから、申立人は、申立期間に勤務形態等について変更があったことが考えられる。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人が昭和 50 年 1 月 21 日にA社において被保険者資格を再取得したときに付番された被保険者記号番号が、同年 8 月 17 日付けで 45 年 3 月 6 日の同社における最初の被保険者資格取得時に付番された被保険者記号番

号に重複取り消しされていることが確認できることから、当時、同社の事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届を社会保険事務所（当時）に提出していたものと判断できる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から14年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額よりも低くなっている。一部期間の給与明細書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、平成9年10月から11年11月まで16万円と記録されているところ、同年12月の随時改定により同年12月から12年9月までは9万2,000円、12年及び13年の定時決定により12年10月から14年5月までは9万8,000円と記録されていることが確認できる。

このことについて、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人が60歳となり、高年齢雇用継続給付の制度を知り手続をしたが、申立人が給与で不利にならないように、給与の他に、2か月ごとに給付される高年齢雇用継続給付金に応じて、給与と調整した外注費を現金支給していた。」旨を回答している。

また、申立期間のうち、平成13年1月から同年12月までの期間については、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額（9万8,000円）と、申立人から提出された給与明細書並びにA社から提出された申立人に係る同年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）が一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成11年12月から12年12月までの期間及び14年1月から同年4月までの期間については、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額（平成11年12月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から12年12月まで、及び14年1月から同年4月までは9万8,000円）と、A社が労働保険事務を委託していたB協会から提出された高年齢雇用継続給付支給決定通知書において確認できる報酬月額

に見合う標準報酬月額（平成11年12月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から12年12月まで、及び14年1月から同年4月までは9万8,000円）が一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成14年5月については、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認する資料は無いものの、A社の上記経理担当者は、「申立人の厚生年金保険料は、オンライン記録どおりの9万8,000円の標準報酬月額に基づく保険料額を控除した。」旨回答している。また、上記のとおり、給与明細書、申立人に係る13年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び高年齢雇用継続給付支給決定通知書において確認できる、当該月を除いた全ての申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、当該月についても、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う報酬月額及び保険料控除額であると推認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から 59 年 4 月 16 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 4 月 16 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、A社の元事業主は、給与計算及び社会保険の手続は担当者に全て任せていたので、申立期間における申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については不明と供述しているところ、当時の社会保険事務担当者は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、厚生年金保険料を給与から控除していないと供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 4 月 16 日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、同社が適用事業所となる前の期間において、厚生年金保険料を控除されていたとの供述は無かった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月20日から30年5月1日まで
A社B営業所で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
昭和28年6月20日に同社に入社し、申立期間も乗務員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する、発令日を昭和29年12月1日とするA社発行の辞令並びに申立期間とその前後の期間に同社B営業所において被保険者資格を取得している複数の同僚及び従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が、当時の経理担当者であったと供述している者に照会したところ、回答を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社B営業所における被保険者資格取得日（昭和30年5月1日）と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚6人に自身の入社時期を照会し、回答のあった同僚5人の入社時期と被保険者資格取得日を比較したところ、5人全員が入社時期から、2か月から1年4か月を経過した後に、被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記同僚5人のうち一人は、自身の入社日と辞令交付日を覚えているとしているが、その入社日、辞令交付日及び被保険者資格取得日を比較したところ、入社日から5か月後に辞令を交付され、辞令交付日から11か月経過した後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社B営業所では、入社日から一定期間経過後

に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

また、申立期間及び申立期間の前後にA社B営業所において被保険者資格を取得している複数の同僚及び従業員は、当時は、本採用になるまでに、入社後3か月から12か月の試採用期間があり、試採用期間中は給与から保険料を控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月1日から46年5月1日まで
② 昭和46年10月1日から47年4月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社（現在は、B社）に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低くなっている。当時は高額の給与を支給されており、実際の標準報酬月額はもっと高かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社では、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料の給与からの控除額を確認することができない。

また、申立期間当時のA社の社会保険担当者は、当時、定時決定及び随時改定の手続は適切に処理しており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、給与から控除された保険料に見合っているとし、同社の経理担当者も標準報酬月額に見合った保険料を控除していたとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿、職歴審査照会票及び被保険者記録照会回答票により、申立期間及び申立期間の前後の期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格の取得が確認できる元従業員19人に当時の同社における標準報酬月額の決定方法について照会したが、回答のあった11人のうち、5人は基本給のみで決定していたと回答し、6人は不明であると回答していることから、標準報酬月額の決定方法について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の同社における標準報酬月額の届出は、適切な時期に行われていたことが確認でき、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を

保有しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年11月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には工場作業員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の工場作業員として、申立期間に同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間にA社に勤務していた複数の従業員に照会したところ、8人から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主、工場長及び経理担当者と連絡が取れないことから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、申立人は申立期間当時にA社に勤務した同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間を含む昭和43年11月から48年11月までの期間については、国民年金保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 31 日から 38 年 7 月 1 日まで

A社及び後継会社であるB社に継続して勤務したが、B社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が適用事業所となったのは昭和 38 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は既に解散し、事業主と連絡が取れないことから、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社が適用事業所でなくなった昭和 37 年 10 月 31 日に被保険者資格を喪失し、B社が適用事業所となった 38 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した者は、両社の事業所別被保険者名簿から 6 人いることが確認でき、当該 6 人は申立期間にB社に勤務していた可能性があるが、連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から28年1月1日まで
② 昭和28年5月1日から29年4月1日まで

A社B支店に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間もD社で建設工事に携わっており、勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社B支店のD社E建設工事現場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所は昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になったと記録され、同日より前は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間①当時の人事資料は保管していないと回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができないものの、同社の人事部担当者は、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて、社員は加入対象であったが、現場工事要員は加入対象ではなかった旨供述している。

さらに、申立人が名前を記憶していた、申立人と同時期に採用され同じ現場で勤務した同僚3人は、上記被保険者名簿において名前が確認できない。

2 申立人は、申立期間②について、C社のD社E建設工事現場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人は申立期間②のうち、昭和28年5月1日から同年8月31日までの期間はF事務所、同年9月25日から同年12月1日までの期間はG社において、それぞれ厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と資格取得日及び資格喪失日が同じ従業員が4人確認できるが、当該4人は、F事務所において申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の加入記録が確認できる上、そのうち3人は、G社においても申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、C社は、申立期間②当時の人事資料は保管していないと回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、昭和28年12月1日から29年4月1日までの期間については、申立人は、「D社での仕事が終わった後、3か月から4か月程度、義兄の仕事を手伝っていた時期がある。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年6月1日から2年5月8日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成2年5月9日から7年2月28日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から7年2月28日まで

年金事務所の調査により、A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が減額されていることが分かった。自身は標準報酬月額の減額手続を行っていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年6月から2年4月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、元年6月から同年11月までは47万円、同年12月から2年4月までは53万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで、32万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び同社が適用事業所ではなくなる時期まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、経理担当者にA社の代表者印を預け、事務を一任していた。」旨供述していることから判断すると、申立人が同社において社会保険の事務に係る権限を有していたと認められる。

さらに、元従業員は、「自分は平成2年4月に退職したが、その当時から会社の業績が芳しくなく給与の遅配があった。」とし、上記経理担当者は、「申立期間当時、社会保険事務所（当時）の職員が来たことを覚えているので、A社において保険料の滞納があったと思う。」旨それぞれ供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、同社の代表者として、同社に係る社会保険事務に関する権限を有しながら、自らの標準報酬

月額減額訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成元年6月から2年4月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成2年5月から7年1月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成2年10月）及び3年10月から7年1月までは32万円と記録されているが、当該処理について、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る保険料控除を確認できる資料を保管していないとしている。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められ、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月27日から同年4月30日まで
② 昭和20年5月から同年6月30日まで
③ 昭和20年7月7日から同年8月31日まで
④ 昭和25年8月29日から26年1月14日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、同社C事業所に勤務した申立期間②、D社E事業所に勤務した申立期間③及びF社G事業所（現在は、H社）に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間中、それぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社は、「昭和20年3月*日の大空襲により、工場の大部分が消失したため当時の資料は損失しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。」旨回答している。

また、A社に勤務した従業員は、申立人を記憶していない上、「昭和20年3月*日の大空襲により工場は全焼した。」旨供述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人はA社において、昭和20年3月10日に解雇により厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

申立期間②については、申立人が提出した当時のメモ書きによると、申立人は、A社B事業所で昭和20年6月に19日勤務したと記載されていることから、申立人は、同社同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は当時の資料を保管しておらず、連絡が取れた元従業員は申立人を記憶していないことから、申立人の勤務時期を特定することができない。

また、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、昭和20年4月19日から同年4月22日までの期間に21人が厚生年金保険の資格を取得した後、同年10月1日に80人が同資格を取得するまで、厚生年金保険の資格を取得した者がいないことが確認できる。

申立期間③については、申立人が提出した当時のメモ書きによると、申立人は、昭和20年7月7日にD社E事業所に入社したと記載されていることから、時期は特定できないが、申立人は、同社同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D社E事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、D社を引き継いだI社は、「当時の資料は残されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。」旨回答している。

なお、申立人は当時の同僚を記憶していないため、当該同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間④については、申立人が提出した当時のメモ書きによると、申立人は、昭和25年8月29日からF社G事業所に勤務と記載されていることから、申立人は、同社同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人を記憶する元従業員は、「F社G事業所では試用期間があった。自分も昭和25年9月25日に同社に入社したが、厚生年金保険の加入は26年2月12日からとなっている。また、試用期間中の保険料控除については覚えていない。」旨供述している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のF社G事業所における資格取得日は昭和26年1月15日となっており、オンライン記録と合致していることが確認できる。

なお、H社は、「当該期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 50 年 4 月 10 日まで
A 社 (現在は、B 社) で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の派遣社員として、百貨店で販売業務に従事していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の総務・経理担当である同僚及び申立人の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、A 社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、公共職業安定所は申立人の雇用保険の加入記録は確認できないとし、A 社が申立期間当時から加入している C 基金によると、申立人の加入員記録は無いとしている。

また、上記同僚及び B 社は、「当時、派遣社員の社会保険の加入については希望者のみであり、加入した者は 1 割に満たなかった。また、社会保険に加入する場合は、厚生年金保険の他、健康保険、厚生年金基金及び雇用保険に加入させた。」旨供述している。

さらに、申立人が記憶している同職種の複数の同僚については、A 社に係る事業所別被保険者名簿からは、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

なお、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、厚年整理番号に欠番は無く、社会保険事務所 (当時) の記録の管理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月1日から9年9月1日まで
② 平成10年1月1日から11年5月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、同社には給与額 50 万円の契約で入社したので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額が報酬月額の 50 万円より低いと申し立てているところ、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、平成4年11月から5年12月までは50万円、申立期間①の6年1月から9年8月までは44万円、同年9月から同年12月までは50万円、申立期間②の10年1月から11年4月までは30万円と記録されていることが確認できる。

一方、A社が、社会保険の事務手続について顧問契約を結んでいた社会保険労務士事務所から提出された「平成4年算定(10月)より11年5月全喪までの報酬月額記録」では、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額に係る算定及び月額変更の記録がオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間①及び②当時、A社において標準報酬月額の引下げが行われた4名の従業員についても、申立人と同様、上記「平成4年算定(10月)より11年5月全喪までの報酬月額記録」の標準報酬月額の記録がオンライン記録と一致していることから、上記社会保険労務士事務所では、オンライン記録どおりの届出を社会保険事務所(当時)に行っていたと認められる。

さらに、A社は、「申立人と50万円の給与額で契約を結んだことは無い。申立期間①及び②当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない。」と回答して

いるため、同社の事業主から申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、申立期間①及び②当時に標準報酬月額の引下げが行われている上記4名の従業員に厚生年金保険料控除について照会したところ、3名から回答があったが、給与明細書等保険料控除を確認できる資料を保有している者はおらず、また、このうち1名は、「事業主から経営不振のため給与額を下げる旨説明を受けた。」と回答している。

その上、オンライン記録には、標準報酬月額の遡及訂正等、社会保険事務所による不自然な処理が行われた形跡を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和30年4月1日から正社員として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年に適用事業所でなくなっており、同社の商業登記簿謄本で確認できる元事業主2名に照会したが、当時の資料が保管されておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答をしている。

また、申立人は申立期間当時の同僚を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、9名から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、上記回答のあった9名のうち、2名が3か月から6か月の試用期間があった旨回答している上、3名が入社日より厚生年金保険の資格取得日が3か月から7か月後となっている旨回答していることから、A社においては、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年頃から21年頃まで
② 昭和26年頃から27年頃まで

A社及びB商店に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれも勤務時期をはっきりとは記憶していないが、半年から1年くらい勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に半年から1年くらい勤務し、同社では旋盤を使用して作業を行っていた旨申し立てているが、同社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できず、A社の代表者を特定できない上、申立人が同社において一緒に勤務していたとして氏名を記憶している同僚の連絡先は不明であり、申立人の申立期間①当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B商店に半年から1年くらい勤務し、同商店では紳士服を作っていた旨申し立てているが、同商店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できず、B商店の代表者を特定できない上、申立人は同商店において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから、同僚から供述が得られず、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月18日から34年3月1日まで
② 昭和37年12月23日から39年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①及びB社に勤務していた期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社C支店に勤務していた同僚の供述及び申立人の供述から、申立人が同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社C支店における同僚15人を記憶しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、15人のうち5人は同社における被保険者記録が確認できるが、5人全員が当該期間において被保険者記録が無い。この5人のうち二人は、申立人と同様に同社D支店から同社C支店に異動したとしているが、この二人とも申立人と同様に当該期間の前後の被保険者記録はあるものの、当該期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、上記の同僚のうち、ほかの9人は上記被保険者名簿に氏名が見当たらず、残る一人は申立期間の一部にA社において被保険者記録が確認できるが、連絡先が不明である。

これらのことから、A社においては、同社C支店に勤務していた従業員に対して他の支店と異なる厚生年金保険の取扱いを行っていたことがうかがえる。

加えて、上記の申立期間に被保険者記録の無い二人の同僚は、当該期間の厚生年金保険料の給与からの控除については、一人は分からないとし、一人は明確な記憶が無いと

している。

また、上記被保険者名簿により、申立人の当該期間の前後に被保険者記録があり、連絡先が判明した従業員 17 人及び同僚一人の計 18 人に照会したところ、回答が得られた 15 人のうち 13 人は、申立人を知らないとしている。また、申立人を知っていた二人のうち一人（同社の営業担当の専務）は、申立人の厚生年金保険料の控除について覚えていないとしており、もう一人は、自身の入社前のことは分からないとしていることから、これらの者から申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間②について、B社における複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、B社は昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていない。

また、B社は平成 2 年 12 月 * 日に解散している上、事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和 39 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した全従業員 5 人のうち、連絡先が判明した 3 人に照会したところ、回答のあった二人のうち一人は、34 年 4 月に入社後、39 年 9 月頃に社長から厚生年金保険に入ろうと言われて加入したので、それ以前について厚生年金保険料は給与から控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、A社B店で新車のセールスとして勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、申立期間前後の標準報酬月額より低く記録されている。申立期間は、自分の自動車販売も順調なときで、給与が下がったことはなかったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事事務を担当するC社は、申立期間当時の給与及び社会保険に関する書類を保管していないことから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できないとしている上、申立人は給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の標準報酬月額は、昭和 51 年 10 月から 52 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月から 53 年 9 月までは 32 万円、そして申立期間は 26 万円と大きく変動しているところ、申立人は、保管する表彰盾の販売台数の記録から、申立期間に、給与が下がることはあり得ないとしているが、C社は、セールスであれば営業成績が良くても、販売時期と算定時期がずれていれば、報酬月額の変動があり得るとしている。

さらに、申立人及び同僚が、申立期間同時にA社B店で新車販売担当だったとする申立人を含む 12 人の昭和 50 年から 55 年までのオンライン記録を調べたところ、12 人中 6 人に標準報酬月額が下がった記録が確認できることから、新車販売担当者の標準報酬月額が上がったり下がったりすることは、一般的であったことがうかがえる。また、申立人と同様に昭和 53 年 10 月 1 日に標準報酬月額が下がっている者が二人おり、一人は 2 等級、もう一人は 1 等級下がっていることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録では、申立人の同社における申立期間の標準報酬月額は、遡って減額訂正が行われる等の不自

然な処理は見当たらず、D企業年金基金の記録も、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年6月15日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された辞令簿及び申立人から提出された辞令から、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記辞令簿によると申立人は「2か月間試傭す、基本給九千七百円支給す、B工場製造課勤務を命ず(3A級)」と記載されており、申立人と同日付けでA社B工場に採用された従業員一人も、「2か月間試傭す」などと記載されている。そこで、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該従業員の年金記録を調査したところ、申立人と同様に昭和28年6月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては、各事業所単位で取扱いが違っており、試用期間中でも厚生年金保険に加入させていた事業所もあれば、させていない事業所もあり、同社B工場における試用期間中の厚生年金保険の取扱いについては不明であると供述している。

さらに、上記被保険者名簿により、A社B工場において昭和26年3月から28年4月までに被保険者資格を取得した従業員のうち、所在が判明した7人に照会したところ、回答があった6人のうち二人は同社同工場に新規に入社してから約1か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。これらのことから同社同工場では、入社

と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から11年12月1日まで
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年6月から同年12月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたものが、11年1月7日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記の記録では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票によると、同社は平成10年6月から厚生年金保険料の滞納が始まり、社会保険事務所(当時)から再三にわたり滞納保険料の納付を催促されていることが記録されている。

さらに、上記の滞納処分票では、社会保険事務所との交渉に当たっていたのは主に同社の他の取締役であるものの、申立人が社会保険事務所と面談した記録も確認できる。

加えて、A社の当時のもう一人の代表取締役は、申立人が社会保険に関する業務を担当していたと回答していることから、申立人が当該減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成11年1月から同年11月までの期間について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な処理は認められない。

また、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

ところで、当委員会では、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）」（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、申立人は、当該期間の社会保険の手続について、他の取締役が行っていたとしているが、代表取締役の職責にあり、上記のとおり社会保険料の滞納整理にも関わっているにもかかわらず、当該社会保険に係る事務に関与していなかったとは考え難い。

これらのことから、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月15日から同年12月15日まで
② 昭和36年1月5日から37年4月26日まで

A社及びB社に勤務していたときの申立期間①及び②における厚生年金保険の記録が未加入となっている。証明するものは無いが勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和35年12月15日まで勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は同年3月15日となっている。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先は不明であり、当時の厚生年金保険事務担当者は死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認を取ることができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務し、厚生年金保険に加入している従業員13名に照会したところ、申立人を記憶している旨回答のあった7名はいずれも申立人がいつまで勤務していたかについては記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態等を確認することができない上、申立人自身も退職日について確かな記憶は無い旨供述している。

また、上記従業員13名のうち、10名の者が「自分の厚生年金保険の加入記録は合っている。」と回答しており、合っていない旨回答している者は1名のみであった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が訂正された形跡は無く、社会保険事務所（当時）の処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が記憶している同僚の供述により、申立期間の一部の期間について、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚は、「B社に入社した際、社会保険に加入することを希望するかどうか聞かれ、仲間同士で相談した。」と供述しており、同社の役員は、「職人は入社してもすぐ辞める者が多いため、入社してすぐ社会保険に加入させなかった。社会保険の加入については、各班の上司をしている者に任せていたと思う。」と供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる、申立期間当時に勤務していた同社の従業員11名のうち、自身の厚生年金保険の加入記録が合っている旨回答した者は6人であり、それ以外の5人は、2か月間から12か月間、加入記録が相違している旨供述している。

さらに、申立人は郷里の後輩の紹介により、B社に入社したとしているが、当該人物の同社における厚生年金保険の加入記録は無く、他の従業員は、同級生や叔父と一緒に入社した旨供述しているが、いずれの者の加入記録も確認できない。

加えて、B社は既に適用事業所ではなくなっている上、社会保険の加入を任せられていたとする上司は死亡しており、社会保険業務を委託されていた社会保険労務士の事務所も廃業しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱い等について確認を取ることができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月から29年12月まで
駐留軍キャンプ内にあったA事業所のルームボーイとして勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

駐留軍の社会保険の記録管理業務を引き継いでいるB省C局の労務対策官は、「D県公文書館に一部保管されている資料を調査したが、申立人に関する資料は発見できなかった。」と回答しており、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人がルームボーイとして勤務したとするA事業所は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になったことが記録されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。また、当該事業所があった駐留軍キャンプ及び申立人が所属したとするE事業所は、事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、申立人が勤務したとする駐留軍の従業員に係る社会保険の取扱いについては、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事宛通知）により、「連合国軍要員は、昭和26年7月1日以降は、PX（物の販売事業）等に使用される者は強制被保険者となるが、家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は強制被保険者とならない。」と規定されていたところ、申立人が所属したとするのはE事業所であり、また、勤務したとするのはA事業所であったため、申立人は同通知により、申立期間において厚生年金保険の強制被保険者ではなかったことが認められる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和30年1月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる10人の従業員のうち二人から回答を得たが、いずれも申立人とは職種が違い、それぞれ「申立人のことは知らない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、毎年、右肩上りの月額となるはずにもかかわらず、下がっている期間が存在する。当時の時代背景では、毎年、給料等も上昇していた。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の報酬月額や保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答しており、また、申立人も給与明細書等を保有していないため、申立期間の報酬月額について確認することはできない。

また、申立人は、自身の標準報酬月額の対比資料として、同僚二人との「標準報酬月額の月額状況」比較表を提出しているが、資格取得時から申立期間までの間、申立人と同僚二人の標準報酬月額が同一である期間は短期間であり、同僚二人のうち一人は、申立期間において標準報酬月額が下がっている期間があることが確認できる。なお、同僚二人は、「当時の給与等が確認できる資料は無く、当時の保険料控除等の状況は分からない。」と供述している。

さらに、申立人と同時期の昭和 37 年に資格を取得し、申立期間にA社に在籍していた従業員 15 人の標準報酬月額の推移を調査したところ、そのうち二人は申立期間の定時決定において標準報酬月額が下がっている期間があることが確認できる。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備や、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年10月30日まで
A社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に勤務した同僚には加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人の当時の同僚は、「自身は、昭和25年2月頃に同社に入社し、申立人は自身より少し遅れて入社した記憶がある。しかし、いつまで一緒に勤務したかは記憶していない。」と供述しており、申立人と同じ製本の業務を担当していたとする同社の従業員は、「期間は不明であるが、申立人が同社で勤務していたことを記憶している。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る資料は、残っていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨回答している。

また、上記の従業員を含む二人の従業員は、「A社では、多くの中学卒業者が勤務していた。」と供述し、申立人も、「自身は、中学校を卒業しA社に入社した。」としており、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で、申立期間に被保険者資格を取得している者の資格取得時の年齢を確認したところ、15歳で被保険者資格を取得している者は確認できない。

さらに、上記の従業員の一人は、「中学卒業者は入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったと思う。自身は、子供の頃からA社の仕事の手伝いをしていたことから正式な入社時期は不明である。」と供述しているところ、上記被保険者名簿によると、同社において、厚生年金保険の被保険者となっているのは、当該従業員が20歳になってからである。

加えて、上記同僚は、「昭和25年2月頃にA社に入社した記憶がある。」としてい

るところ、上記被保険者名簿によると、当該同僚の資格取得した時期は昭和 26 年 5 月であることから、同人が記憶する入社時期から被保険者資格を取得するまでは約 1 年 3 か月を要していることが確認できる。

これらのことから、A社では、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれる。

また、複数の従業員は、「A社での従業員数は、おおよそ 50 人から 60 人であり、忙しいときには 100 人近くの従業員がいたこともある。」と回答・供述しているところ、上記被保険者名簿を検証の結果、申立期間における平均被保険者数は約 24 人であり、従業員数と被保険者数に乖離（かいり）があり、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、「入社してすぐに健康保険被保険者証を受け取った記憶がある。」旨供述しているが、上記被保険者名簿では、健康保険被保険者番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16178 (事案 4109、9168 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社で勤務した期間の標準報酬月額の相違について、平成 21 年 3 月 2 日に第三者委員会に申し立てたところ、昭和 63 年 3 月の標準報酬月額の相違については、記録訂正が認められなかった。今回、昭和 63 年 5 月 5 日支給の同年 4 月分給与は支給されていないが、その明細は会社からもらったことを思い出した。この 4 月分給料明細書に記載されていた各金額は、3 月分給料明細書と同一額であり、厚生年金保険料も 3 月分給料明細書と同額が控除されていた。この 4 月分給料明細書は B 監督署の職員に渡したままになっている。3 月分給料明細書と同額の保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額は 20 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月において、A社に係る未払賃金について、労働基準監督署の認定を受け、C事業団（現在は、D機構）から未払賃金の立替払金を受けていることが確認できることから、当該期間当時、同社からは給与の支給がなかったものと認められた。

上記の理由から、申立期間について、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「未払である 4 月分給料明細書に 3 月分と同額の保険料控除がされており、4 月分給料明細書は B 監督署の職員に渡したままであるので調査してほしい。」と主張しているものの、同署の同職員は、「給料明細書を預かりのままにすることはない。」としており、4 月分給料明細書を確認できないことから、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年6月30日まで
A社の代表取締役であった期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっている。
標準報酬月額の引下げについては一切心当たりが無い。申立期間の一部の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年6月30日）の後の平成14年7月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、13年8月から同年11月までは41万円、13年12月から14年5月までは30万円と記録されていたところ、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった平成14年1月から同年3月までの給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記減額訂正前の標準報酬月額と一致することが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時に同社代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「事業を行っていた最後の頃は資金繰りに苦労していたので、自身の給料は台帳には計上していたが、実際は会社の運営資金に充当していた。実務上の処理は経理担当者に任せていたので詳細は不明である。」旨供述しているところ、当時の経理担当者は、「A社は、社会保険事務所（当時）に近かったので、申立期間当時、社会保険事務所の職員が何回か来社して、申立人と保険料納付について話し合いをしており、『これ以上滞納すると、差押えになる』と言われた。当時は、社長（申立人）の給与は支払っておらず、時期は定かではないが、社長の報酬月額を10万円として届出を行っ

た記憶がある。」旨供述していることから、申立人は同社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自ら標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 23 日から 46 年 8 月 1 日まで
A 社又は B 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に社名変更はあったが両社に引き続き勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の離職日は昭和 45 年 12 月 22 日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合していることから、申立期間の同社における勤務は確認できないが、同社及び B 社に勤務した従業員の回答により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社及び B 社は既に解散していることから、それぞれの親会社又は承継会社と思われる会社に照会したが、いずれも当時の資料が無いと回答しており、B 社の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 54 人のうち 34 人が申立人と同様に 8 か月前後の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認でき、そのうちの複数の従業員は、「B 社が商業登記された日（昭和 46 年 7 月 5 日）より前から同社に勤務していたが、会社の商業登記まで半年程度の準備期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 32 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、事業主は連絡先が不明であることから、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上記従業員に、その日より前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除について確認したが、当該従業員は保険料控除についての記憶は無く、給与明細書等の資料も得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は昭和40年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月1日に喪失時と同じ厚生年金保険番号で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の事業所別被保険者名簿によれば、申立人が前述の被保険者資格を喪失したことが記載された同名簿の同ページにおいて、申立期間も継続して勤務している他の従業員には、厚生年金保険法の昭和40年5月の改定を示す「年法改40.5」の押印があり、加えて40年10月の定時決定の内容を示す「40.10」の押印とともに標準報酬月額が記載されているものの、申立人にはこのような押印や記載が無いことが確認できる。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿の最初のページを見ると、A社に対する社会保険事務所（当時）による「総合調査」が昭和40年6月30日に行われた記録が確認できる。当該調査は、社会保険事務所の説明によれば、その対象となる事業所の従業員に係る出勤簿及び賃金台帳を確認し、被保険者となるべき従業員の適用漏れがあるか否かなどについて確認するものであり、その上、「総合調査」において適用漏れなどの指摘事項があればその場で届出書を提出させるのが通常であるとしている。

したがって、申立人が申立期間においてA社に勤務していたのであれば、その場で届出書を提出させたと思われるが、そのような指摘等はないことから、申立人の申立期間

の勤務が確認できなかったものとするのが自然である。

なお、A社の現事業主は、「申立期間当時の人事関係資料が残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 15 日から 38 年頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社員旅行の写真を見れば、申立期間に勤務したことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る当時の同僚及び従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、当時の資料が無いため、申立人の厚生年金保険料の控除状況について不明である旨回答している。

また、A社の当時の従業員で、同社の事業主の子は、「申立期間当時、新聞広告を見て地方から上京してきた女性従業員は短期間で辞める人が多く、採用と同時に厚生年金保険に加入させないで、採用後相当期間勤務した者のみを厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している同僚のうち、事務担当者等3人は、A社に係る事業所別被保険者名簿に見当たらず、また、申立人と同じ寮生であった同僚一人は、昭和 37 年 4 月に入社したものの、9か月後に厚生年金保険に加入しており、未加入期間における厚生年金保険料の控除は無かった旨供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間において整理番号に欠番は無く、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人から提出された社員旅行とされる写真については、その裏面に「37. 11. 4 熱海旅行A社」と記載されているものの、表面には、申立人が勤務していた

とする「A社」とは別の「B社」と記載されたバスが写っており、当該写真がA社の社員旅行時のものであったことは確認できない。また、仮に、当該写真が同社の社員旅行時の写真であったとしても、この写真から、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月頃から51年3月頃まで
② 昭和51年5月頃から同年7月頃まで
③ 昭和51年8月頃から同年12月頃まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC事業所に所属する会社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①から③までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立期間①に係るA社及び申立期間②に係るB社の元従業員による「当時、申立人と一緒に勤務していたことを記憶している。」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、それぞれの会社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社及びB社の代表者は、「当時の資料は残っておらず、申立人の在籍記録、厚生年金保険の届出・保険料納付等の事実について確認することができなかった。」旨供述しており、それぞれの会社における申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、それぞれの会社の複数の元従業員に照会したが、「当時、入社に際して3か月の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険料が給与から控除されなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった上、B社に係る当該被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、「当時、C事業所に所属する会社に勤務していた

ようなことだけを覚えている。」旨供述しており、具体的な会社名、代表者名、厚生年金保険担当者等の同僚の名前を記憶していないことから、代表者及び同僚への照会ができず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、C事業所に所属し、かつ、申立人が記憶する営業地域に所在する10社について、それぞれの会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、当該被保険者名簿において申立人の氏名を確認することができなかつた上、当該被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月から同年9月まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和29年当時の履歴書及びA社の元従業員による「当社の戦時訓練の際に、申立人の名前を聞いたことがある。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社の人事担当者は、「当時の関係書類は残っておらず、厚生年金保険の届出・保険料納付等は不明である。」旨供述していることから、A社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する複数の同僚の氏名を確認できない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、C社において昭和28年10月12日に資格を取得しており、これは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿の資格取得日(同年10月12日)と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月から 37 年 4 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 27 年 4 月から 37 年 4 月まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の元同僚による「私が昭和 31 年 5 月に入社したときには、申立人は既に勤務していた。申立人は 37 年か 38 年頃まで勤務していた。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の代表者は、「申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったの
で、保険料は控除していなかった。」旨供述している上、上記元同僚は、「当時、会社
は厚生年金保険には入っておらず、保険料は控除されていなかった。」旨供述している
など、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたこ
とを確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から
37 年 4 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連
資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚
生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控
除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 19 日から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 24 年 8 月 1 日から 25 年 6 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）が、当時の C 省から D 社の財産管理事務を委託された際、同社を退職して D 社 E 事務所に勤務した申立期間①並びに D 社に勤務した期間のうち申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、設立当初から採用され、同社本社に勤務していた。どちらの事業所も勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社が C 省（当時）より D 社の財産管理業務を委託された事務所（D 社 E 事務所）に、同社から移籍出向したと申し立てしているところ、B 社では、「当社の社内史に、当社を含む四社が、C 省から当該事業所の財産保全事務を委託されたことが記されている。」と回答している。

しかし、B 社では、「他に当該事務所に関する資料は何も無く、申立人の退職理由についても不明。」と回答している上、F 省 G 係では、「当該事務所のことは分からない。」と回答している。

また、申立人が A 社に在籍していた当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、D 社 E 事務所の存在及び申立人の退職理由について記憶している者は確認できない上、申立人が D 社 E 事務所において名前を記憶している従業員は、いずれも連絡先が不明のため、申立人の勤務及び保険料控除について確認できない。

さらに、オンライン記録から、D 社 E 事務所が、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

加えて、申立人は、「D社E事務所はA社の管理下にあった。」と供述しているところ、申立期間①に厚生年金保険の適用のあったA社の事業所は2か所あるが、いずれの事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、当該期間に係る申立人の氏名は確認できない上、当該被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見られない。

申立期間②及び③について、申立人は、D社の本社に勤務していたと申し立てているところ、同社は既に適用事業所でなくなっており、同社の法人登記の記録も確認できないため事業主を特定できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間②及び③当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の当該期間における勤務及び保険料控除に関する供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②について、前述の従業員のうちの一人は、「自身の入社日は昭和24年4月だが、試用期間があり、その間は被保険者になれなかったため、資格取得は同年6月である。当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは記憶に無い。」と供述しており、オンライン記録からも当該従業員の資格取得日は同年6月1日であることが確認できる。また、申立人が同年4月1日に共に入社したことを記憶している同僚の資格取得日は、入社日の3か月から5か月経過後であることがオンライン記録から確認できることから、事業主は必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間②及び③について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載された資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致し、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間②及び③について、当該期間に厚生年金保険の適用のあったD社の6事業所（本社以外）に係る健康保険厚生年金被保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 10 日から 63 年 8 月 1 日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の標準報酬月額より低くなっている。実際の標準報酬月額はもっと高かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に廃業しており、当時の事業主は、「申立期間当時の資料は廃棄したため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除の状況等については不明である。」と回答している。

また、申立期間にA社に勤務していた複数の元従業員に、同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したが、「当時の取扱いについては不明であり、給与明細書等を保管していない。」と回答している上、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することはできない。

さらに、申立期間におけるA社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、同名簿には、遡及して記録訂正が行われた形跡は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理手続に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 2 月頃から 18 年 8 月 23 日まで
従兄弟の紹介で A 事業団 B 事務所 C 配給所に勤務し、米の配送の仕事をしていた。途中、D 社の軍需工場に徴用されたため休職したが、戦後、同じ A 事業団 B 事務所 E 配給所に復職した。しかし、復職後からの厚生年金保険の加入記録しかない。申立期間を労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司及び同僚が A 事業団 B 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていること、並びに申立人の勤務に関する具体的な供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同事業団に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主、上司及び同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務の状況や労働者年金保険料の控除について確認することができない。

また、労働者年金保険法では、昭和 17 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日の間は、保険料徴収までの施行準備期間であり、申立期間のうち、同年 5 月 31 日以前の期間については、同法上、労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間については、労働者年金保険法の適用の期間であるものの、同法では、その適用範囲は、常時 10 人以上の従業員を使用する工業、鉱業及び運輸業の事業所に使用される男子筋肉労働者とされているところ、申立人は、A 事業団 B 事務所 C 配給所において米の配送をしており、筋肉労働者ではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の記憶している上司及び同僚に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載されている被保険者資格取得日は、昭和 19 年 6 月 1 日であり「○改」表示が記載されている。この「○改」表示は、厚生年金保険

法が昭和 19 年 6 月 1 日に施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことより、適用準備期間中に新たに被保険者となったことを表すものであることから、申立期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。このことから、当該上司及び同僚と同様な仕事をしていたと考えられる申立人が申立期間において労働者年金保険の被保険者であったとは考え難い。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間において労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者台帳及びA事業団健康保険組合の被保険者名簿に記載されている被保険者資格取得日は、いずれも昭和 20 年 11 月 1 日であり、同記号番号払出簿における払出番号の前後に資格取得している従業員は、申立人と同様に同年 11 月 1 日からの加入記録となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 18 日から 44 年春頃まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学校卒業後にA社へ入社して3年間勤務し、18歳のときに伯父の会社に転職した旨主張している。

しかし、申立人のA社における雇用保険の加入記録では、昭和41年4月1日から43年1月17日までと記録されており、申立期間の勤務を確認することができない。

また、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間当時の総務課長で人事労務関係の事務を行っていた従業員は、あまりに古い時期の話であるため明確な返答ができない旨回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の記憶として、A社における社員旅行に参加した旨供述している。そこで、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時在籍していた従業員に、申立人の勤務実態及び社員旅行の実施時期について照会したところ、一人の従業員から、同社における社員旅行の写真が提出され、当該写真に申立人は写っていると供述しているものの、同従業員は、昭和43年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、この社員旅行は自身が退職する同年2月以前に実施されたものである旨供述している。

加えて、上記社員旅行の幹事だった従業員は、社員旅行の実施時期について、「昭和41年5月から6月頃に実施されたものではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
② 昭和 57 年 10 月 25 日から 58 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①はA校に、申立期間②はB校に、申立期間③を含む昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 3 月 31 日まではC校に勤務した。しかし、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間についての勤務記録もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたD校が発行した履歴カード及びE委員会の回答から、申立人が申立期間①に、A校に産休補助教諭として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A校は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、F県における臨時的任用教員（産休・育休代替）の厚生年金保険制度の適用は、E委員会教育長通知「臨時的任用教職員（産休・育休代替）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」により、昭和 59 年 11 月に制度を導入し、適用日は遡って同年 4 月 1 日としており、申立期間①は、同通知を受けてA校を所管するG委員会が厚生年金保険の適用事業所となった同年 4 月 1 日よりも前の期間である。

さらに、E委員会は、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入の届出及び厚生年金保険料の控除は行っていない旨回答しているほか、G委員会は、申立期間①は厚生年金保険の加入制度は無く、厚生年金保険の加入の届出及び厚生年金保険料控除は行っていない旨回答している。

加えて、申立人が、申立期間①当時、A校において、申立人と同じ産休補助教諭の

同僚が一人いたとしていることから、当該同僚に照会したが回答が得られず、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、上記同僚に係るオンライン記録では、申立期間①当時に国民年金の保険料が納付済となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出されたD校が発行した履歴カード及びE委員会の回答から、申立人が申立期間②に、B校に産休補助教諭として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B校は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、F県における臨時的任用教員（産休・育休代替）の厚生年金保険制度の適用は、E委員会教育長通知「臨時的任用教職員（産休・育休代替）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」により、昭和59年11月に制度を導入し、適用日を遡った同年4月1日としており、申立期間②は、同通知を受けてB校を所管するH委員会が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日より前の期間である。

さらに、E委員会は、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入の届出及び厚生年金保険料の控除は行っていない旨回答しているほか、H委員会は、申立期間②は厚生年金保険の加入制度は無く、厚生年金保険の加入の届出及び厚生年金保険料控除は不明の旨回答している。

加えて、H委員会から提出された、「産休（育休）代替職員の社会保険について」によると、申立期間当時の現状と問題点として、共済組合に加入していない者は「国民年金、国民健康保険等に加入」と記述されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人から提出されたD校が発行した履歴カード及びE委員会の回答から、申立人が申立期間③に、C校に産休補助教諭として勤務していたことが認められる。

しかしながら、C校は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、F県における臨時的任用教員（産休・育休代替）の厚生年金保険制度の適用は、E委員会教育長通知「臨時的任用教職員（産休・育休代替）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」により、昭和59年11月に制度を導入し、適用日を遡った同年4月1日としている。

さらに、E委員会は、申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入の届出及び厚生年金保険料の控除は行っていない旨回答しているほか、I委員会は、申立期間③は臨時的任用教員について厚生年金保険の加入制度は無く、厚生年金保険の加入の届出及び厚生年金保険料控除は不明の旨回答している。

加えて、I 委員会に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間③当時、同委員会において、被保険者資格を取得した複数の被保険者に照会したところ、11 人より回答があり、そのうちの 8 人の職種は、同区の小中学校における臨時事務職員及び児童擁護員が 5 人、同区関連機関の指導員及び相談員が 3 人、他の 3 人については不明であり、臨時的任用教員は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。